

平成26年12月
中札内村議会定例会会議録

平成26年12月4日（木曜日）

◎出席議員（7名）

1番	中井康雄君	2番	佐藤耕平君
3番	知本正幸君	5番	黒田和弘君
6番	男澤秋子君	7番	北嶋信昭君
8番	高橋和雄君		

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育委員長	杉江茂君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	岡田好之君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君

◎教育委員長の委任を受けて出席した者

教育長	上松丈夫君	教育次長	高桑浩君
-----	-------	------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	長澤則明君	書記	林真悠君
--------	-------	----	------

◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		行政執行状況報告
日程第6	請願第6号	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
日程第7	陳情第7号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書
日程第8	報告第5号	平成25年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について
日程第9	承認第2号	平成26年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日程第10	議案第54号	とかち広域消防事務組合の設立について
日程第11	議案第55号	南十勝消防事務組合規約の変更について
日程第12	議案第56号	南十勝消防事務組合の解散について
日程第13	議案第57号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第58号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第59号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第60号	中札内村庁舎整備基金条例の制定について
日程第17	議案第61号	中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第62号	重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第63号	中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第64号	中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第21	議案第65号	中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第22	議案第66号	中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第23	議案第67号	中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第68号	中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第69号	平成26年度中札内村一般会計補正予算について

日程第26	議案第70号	平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第27	議案第71号	平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第28	議案第72号	平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について
日程第29	議案第73号	平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第30	議案第74号	平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

◎開会宣告

- 議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は7人です。
定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年12月中札内村議会定例会を開会したいと思います。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番佐藤議員と3番知本議員を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会の報告

- 議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。
議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。
委員長の報告を求めます。
北嶋議会運営委員会委員長。

（北嶋信昭議会運営委員会委員長登壇）

- 議会運営委員会委員長（北嶋信昭君） 議会運営委員会報告。
平成26年11月27日午前10時、委員4名及び副村長、総務課長の出席のもとで議会運営委員会を開催し、12月定例会について協議いたしましたので、次の事項についてご協力をお願いします。

記。

- 1、会期について。
12月4日、木曜日から、12月12日、金曜日までの9日間とされたい。
 - 2、議事日程について。
イ、諸般の報告。
ロ、行政執行状況報告。
ハ、請願第6号及び陳情第7号は所管の総務常任委員会へ付託されたい。
ニ、その他の議案については、初日の本会議で審議されたい。
ホ、一般質問は、12月12日、金曜日に予定されたい。
- 以上、議会運営委員会報告といたします。

- 議長（高橋和雄君） 報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定

- 議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から12月12日までの9日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月12日までの9日間と決定をいたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長(高橋和雄君) 日程第4、諸般の報告をします。

9月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書並びに定期監査所見については、印刷したものをお手元に配付しましたので、了解をお願いしたいと思います。

次に、閉会中における委員会の活動について、委員長から報告を求めます。

総務・産業常任委員会合同村内所管事務調査について、男澤総務常任委員会委員長、お願いいたします。

(男澤秋子総務常任委員会委員長登壇)

○総務常任委員会委員長(男澤秋子君) 総務・産業常任委員会合同村内所管事務調査報告書。

総務常任委員会と産業常任委員会は、合同により、次のとおり所管事務調査を実施したので報告いたします。

記。

1、調査期間。

平成26年10月22日、水曜日。

2、調査場所。

ア、道道静内・中札内線道路及び上流地域。

イ、村有林整備事業。

ウ、小学校林遊歩道整備。

エ、ヴィレッジときわ野第3次宅地分譲地。

オ、中学校大規模改修。

カ、まちなか公営住宅建設。

3、調査参加者。

総務・産業常任委員会委員7人、事務局2人。説明員、総務課、産業課、施設課、教育委員会職員。

4、調査目的と調査結果。

ア、道道静内・中札内線道路及び上流地域。

道路管理担当者より、近年発生した災害現場や復旧状況についての説明を受けながら、3年ぶりに七の沢ゲートまで調査を行い、近年被災が多発したことを確認しました。

今年8月の台風11号による被害は、まだ復旧に至らず、土のうにより危険予防措置が講じられていました。

また、平成25年10月の大雨により、幌尻覆道ゲート付近で大規模な土砂崩落があり、崩落対策復旧計画の説明がありました。

近年、全国的に大雨や台風など自然災害が多いことから補修予算の確保が厳しい状況にあるとの説明がありましたが、予算確保に向けて関係機関に対し要請活動を強める必要があると考えます。

札内川上流は、1市6町村の水源であり水資源保全の維持管理を継続する使命があります。

また、登山や観光の面からも従来通行可能であった幌尻覆道ゲートまでの通行解除と滝見第一ゲートまでの通行を早期に出来るよう関係機関に求めるべきと考えます。

イ、村有林整備事業。

今年5月に上札内地域に植栽を完了した、カラマツ苗木の生育状況と新札内地域の保育間伐、立木売払い状況を調査しました。

担当職員から植栽については、干ばつの影響で約40パーセントの苗木が枯れ、今後の対策として、保険の対象にならないことから、来年度の補助事業で復旧を図るとの説明を受けました。

復旧対策では、村の財政負担が発生しない方法の実施と、今後においても村有林全体の適切な保育管理を求めます。

ウ、小学校林遊歩道。

担当職員の説明を受けず遊歩道を調査しました。

遊歩道は、保育園にも隣接し共有で利用でき、子どもたちが自然に触れる良い環境の場所と感じました。

今後、ときわ野第3次宅地分譲で地域の人口増の期待があります。

通学通園の利便性などから、国道歩道までのアクセスと既存の池からの遊歩道とつなげることで有効活用が高まると考えられ、整備延長を希望する意見が出されました。

エ、ヴィレッジときわ野第3次宅地分譲地。

10月14日から販売予約申し込みの受け付けを開始し、21区画中すでに7件の予約申し込みがあり、問い合わせも多数あるとの説明を受け現地を視察しました。

第1、第2次分譲地が順調に販売できたことで、第3次分譲地についても販売促進に期待することから、早期の販売完了に向けて一層のPRが必要と思われます。

オ、中学校大規模改修。

機能改善や長寿命化目的の大規模改修の進捗状況を調査しました。

寒さ対策では、断熱工法や床暖房、既存の窓を小さくするなどの施工方法やエレベーターの設置、稼働間仕切りなどの説明を受け、工事が順調に進んでいることを確認しました。

工事完了は平成27年までの計画ですが、保護者等に教室などの使用スケジュールが周知されていない状況が聞かれますので、改めて周知の必要性を感じます。

今後、冬期間施工となりますので、一層の安全対策を求めます。

カ、まちなか公営住宅建設。

木造平屋建て住宅で、室内はバリアフリー、車いす対応居室となっており、間仕切りは吊り戸で1箇所収納が出来るなど機能性を感じました。

住宅周りは芝生が植栽されることから、草刈等の環境管理の徹底を希望する意見がありました。

○議長（高橋和雄君） これで委員会の報告を終わります。

◎日程第5 行政執行状況報告

○議長（高橋和雄君） 日程第5、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありましたので、これを許します。

はじめに、田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 定例会の開会に当たり、9月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配付させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員等の給与改定についてですが、8月に人事院勧告が行われ、その後、一般職の職員の給与に関する法律が11月12日に成立しましたので、本村の職員等においても国家公務員に準じて、4月に遡及して改正を行なうため、本定例会に関係条例を提案するとともに、補正予算に計上しております。

10月の全国労働衛生週間の取り組みとして、全職員を対象としたメンタルヘルスの状況を把握するストレスチェック検査を行い、個人別報告書により心的状態などについて、自己管理の仕方などがアドバイスされております。

また、職員研修は、10月7日に人事評価、被評価者研修を実施しております。

ヴィレッジときわ野第3次分譲地は、10月に予約申込受付を行い、21区画中18区画の申し込みを受けておりますので、第4次分譲計画を早期にまとめてまいりたいと考えております。

この他、各宅地分譲の残区画数は、ノースヴィレッジ興農7区画、あけぼの団地、めぐみニュータウンが各1区画となっております。

防災についてですが、10月29日に十勝沖を震源とする震度6弱の地震を想定した防災訓練を、地域防災組織の3区とひばりヶ丘の参加いただいて、避難所の開設、情報伝達訓練、消火・給水訓練、避難訓練、給食提供訓練などを実施しました。

今回の訓練は平成24年度から2回目となり、情報無線などにより参加を呼び掛け、約30人の村民の参加をいただきました。

また、小中学校においてもこの日は、備蓄していた防災給食を提供しております。

一昨日、12月2日の強風による被害ですが、最大瞬間風速が24.6メートルに達し、村内各所に倒木が発生し、通行などに支障が生じました。夕方から夜にかけての被害のため、現況確認に時間を要しましたが、関係機関・委託業者の協力をいただき、応急対策を講じております。

次に企画財政グループについてですが、平成27年度の予算編成方針であります。職員への説明会を10月24日に開催し、編成方針の基本的な考え方を示したところであります。

まず、平成27年度地方の財政の見通しについてですが、概算要求における一般財源総額は、実質的に今年度と同水準としていますが、普通交付税額の出口ベースでは、今年度当初比、5.0パーセント減の16兆円と大幅な減となり、更に財務省は別枠加算の全廃を主張しており、厳しい状況になると見込んでいます。また、衆議院解散総選挙による国の予算編成作業の遅れが予想されるため、地方財政への影響など、国の動向を注視していく必要があります。

平成26年度からスタートした第6期まちづくり計画は、実施計画のローリングを11月に行い、平成27年度以降では、継続事業で行っている中札内中学校大規模改修工事のほか中札内水泳プール改築工事や、公営住宅の長寿命化改善工事や道路改修工事などの継続等もあり、地方債の発行による公債費の増加や基金の取り崩しは避けられない状況であります。また、国営かんがい排水事業札内川第二地区市町村負担金の繰上償還を予定しております。

このようなことから、社会経済情勢の変化も含め、地方財政計画など状況に応じた適切な対応が図れるよう、財政基盤の確立・強化に向け、危機感をもって予算編成に取り組み、政策の基本理念である、住んでみたい、住んでよかった、ずっと住みつづけたい村づくりを実現するため、施策・事務事業の重点化と選択化に取り組みながら、創意工夫により、事務事業の効率かつ効果的な事業展開を行い、ワンランクアップの村づくりを推進する考えであります。

企業関係では、六花亭北海道中札内工場が進められていたマルセイキャラメル製造ライン、社員食堂などの拡張工事が完成し、11月26日に竣工式が行われました。

この工場の完成により、マルセイバターサンド、製館、マルセイキャラメルなど、主力商品の製造ラインが中札内工場に集約されております。

ふるさと納税についてですが、11月末現在で50件、266万8,000円の申し込みを受けております。昨年同時期と比較しますと、件数で38件の増、金額で24万6,000円の増となっております。

景観まちづくり委員会ですが、9月に日本で最も美しい村連合の美瑛町と、景観行政団体の東川町に視察を行い、それぞれの取組みを学ぶことができました。

また、10月6日には中札内小学校6年生を対象とした景観学習を行い、子どもたちが村に残したい美しい景観について意識し、関心を持ってもらいました。

川越市との交流事業ですが、これまでの産業博覧会から名称を改め、11月15日、16日に開催された産業フェスタに、東京中札内村ふるさと会の役員の皆様にご協力をいただきながら、JA中札内村、十勝野フロマージュ、岡本農園とともに物産販売や村のPRを行うとともに、姉妹都市交流委員会との交流を深めてまいりました。

村内の新たな公共交通ネットワークを検討する地域公共交通会議ですが、市街地における移動の利便性向上と効率的な公共交通体系づくりを目指し、10月20日から1カ月間実証運行を行いました。今後、交通会議及び分科会において意見をいただきながら改善を行い、来年2月に2回目の実証運行を行ってまいります。

今回の実証運行には、北海道大学の研究として、住民の交流の場、コミュニティカフェの実証も合わせて行っております。

村おこし懇談会についてですが、地域防災計画の概要、健康づくり、字名地番の改正について、地域との意見交換を行うことを目的に、市街行政区を対象に7回開催いたしました。12月以降についても上札内行政区、農村地域を対象に開催してまいります。

海外からの芸術家を招き、滞在中の活動を一定期間支援する、アーティスト・イン・レジデンスは、10月18日から11月3日まで、招聘作家作品展示を道の駅なかさつないで行いました。

村民ボランティアのサポートを受け、8月下旬から受け入れを行い、子どもたち・養護学校生徒とのワークショップ・交流の場のアート・カフェなどにより、村民との交流を深めております。

十勝圏における消防広域化ですが、11月4日の市町村長会議で、新たな一部事務組合設立に必要となる規約案について最終確認を行い、関連する議案を本定例会に提案しております。

また、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備に伴う負担金を補正予算に計上しております。

帯広厚生病院の移転改築に対する財政支援についてですが、特別交付税を活用した運営補助として、村は、均等割、患者数割で算出した補助金を補正予算に計上しております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、北海道より権限移譲を受け、10月1日から窓口で受け付けを開始しておりますパスポートの発給申請は、10月末現在、28名の方に交付しております。

有害鳥獣駆除関係についてですが、10月末現在の捕獲・駆除状況は、エゾシカ232頭、ヒグマ13頭、キツネ89頭、カラス543羽、ドバト334羽となっており、駆除にあたっていただいた猟友会の会員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

ごみの減量とリサイクルの推進を目的として、11月15日にリサイクルセンターで試験的に実施した古着等の回収ですが、67人の方から衣類やタオルなどが持ち込まれ、回収量は約980キログラムとなっております。

中札内村墓地整備についてですが、11月7日に24区画の造成が完了しております。

労働対策では、12月1日から冬期の雇用対策事業を実施しており、保安林の枝打ちや支障木処理などの作業を行っております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、福祉灯油は、昨年から灯油価格が高止まりしている状況に加え、電気料金が再値上げされるなど、生活弱者にとって厳しい環境となっております。

このことから、低所得世帯における燃料費の経済的負担を軽減するため、福祉灯油購入費助成実施要項に基づき、約230世帯に1世帯当たり200リッター相当の灯油購入券等、金額にして2万円を配布するため、本定例会の補正予算に計上しております。

なお、福祉灯油購入費助成実施要項及び基準は、見直しの必要が出てきたことから、平成27年度中に見直しを行う予定です。

消費税の引き上げに伴い、低所得世帯や子育て世帯への影響を緩和すること等を目的として支給する臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金は、6月16日から受付を開始し、11月28日で受付を終了しました。

現在確認作業を行っていますが、臨時福祉給付金は想定対象者690人に対して、661人、95.8パーセント。金額にして893万円給付予定となっております。子育て世帯臨時特例給付金は、想定対象者486人に対して、479人、98.6パーセント。金額にして479万円給付予定となっております。

保健グループについてですが、インフルエンザの流行が予想されることから、幼児から中学校3年生552人、65歳以上の高齢者1,094人に個別に案内を送付し、予防接種を呼びかけ、10月27日より接種を始めていますが、今後更に周知を図り、より多くの方に接種していただき、発病と重症化の防止に努めてまいります。

国保特定健診では、対がん協会、帯広厚生病院、中札内村診療所の協力をいただき健診を実施しております。今年度も未受診者に対して積極的に受診勧奨を行った結果、昨年より37人増の372人が受診予定となっております。

また、健診後の特定保健指導についても順次、該当者に対して指導を行っています。

11月4日から開催している、村おこし懇談会の中で、げんき講座宅配便を実施し、村民の健康状況や特定健診の必要性について話させていただきました。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

本年の農業生産の状況ですが、農産にあっては、春先は低温や降水量不足などの影響が危惧されましたが、その後の天候回復により平年より早い生育となりました。小麦は、収穫期は天候に恵まれましたが、降水量不足などの影響を受け、昨年の収量を下回りました。

豆類、馬鈴薯、ビートは平年並みの収量を保ち、堅調な出来秋となりました。

畜産にあっては、国際的な飼料価格の高騰に加え、円安の影響を受け、経営への圧迫が危惧されておりますが、畜産全体において単価等の上昇により生産高は前年を上回る見込みであります。

中札内村農協が取りまとめた暫定生産高は、農産が51億6,800万円、畜産が68億6,500万円、全体で前年より9.3パーセント増加の120億3,300万円の見込みです。

懸命に努力されました生産者のみなさまをはじめ、関係機関の方々のご労苦に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。

食育・地産地消関係では、中札内産食材の消費拡大と食の推進パートナー登録制度の普及を目指した、粋匠品・食の応援団スタンプラリーは、総勢819名から応募があり、抽選により村の特産品などを発送しております。

応募された819名の内訳は、村内241名、十勝管内316名、道内189名、道外73名と、昨年を上回る多くの方に中札内産食材を味わっていただけたものと思っております。

大規模草地育成牧場は10月18日に一斉退牧を行い、611頭が冬期舎飼に移行しました。

林業関係では、村有林整備事業として、間伐21.52ヘクタールと地拵え4ヘクタールの発注を行っています。

観光関係では、コープさっぽろと協力して企画した、札幌発着日帰りバスツアーを9月に4回行い、道の駅の見学、JANAなかさつない枝豆工場、十勝野フロマージュのチーズ工場、岡本農園では、それぞれ説明と試食を行う内容で、ツアーはいずれも40人の定員を上回る応募があり、札幌圏の消費者が村の農産物や加工品を味わっていただきました。

札内川園地は前年同様の約2万2,700人の入り込みがあり、11月3日までの営業を終えております。

昨年からはじめた、レンタサイクル山のりは134台の貸し出しがあり、札内川ダムあるいは園地内を探索いただきました。

道の駅なかさつないの4月以降の入り込みは、10月末現在、68万9,000人で、前年比4万5,000人、6.9パーセントの増加、総売上額は1億8,900万円で、前年同期比700万円、3.5パーセントの増加となっております。

高規格幹線道路中札内、更別間の開通による影響を懸念しておりましたが、情報発信及びテナント会や道の駅に関わる団体等による魅力向上の取組みがリピーターなどを増やし、増加につながったものと見込んでおります。

レンタサイクルピーチャリの貸し出しは、利用しやすい情報提供を行った結果、これまでの最多となる240台の利用があり、うち3分の2以上が道外者の利用となっております。

す。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

主な工事の状況ですが、道路改修関係では、元大正・協和34号道路改修工事、ヴィレッジときわ野第3次分譲地に係る道路工事など、すべての工事を完了しております。

中札内中学校大規模改修工事は、増築・改修工事とも順調に進捗しており、予定どおり3学期からの一部供用開始の見込みであります。

村営住宅関係工事では、中学校教員住宅跡地での2棟4戸新築工事が完了しましたので、本定例会に新団地追加の議案を提案しております。

また、村営住宅ストック改善工事では、めぐみ団地の塗装改善、泉団地・上札内東団地の改修工事を完了しております。

定住対策事業では、中札内スタイル住宅建設奨励金3件を交付しております。

村営住宅入居関係では、随時入居団地で2件の入居を決定しております。

本年度の除雪対策では、対象路線は、村道延長で158.4キロメートル、歩道延長で20.3キロメートル、駐車場等の公共施設は47カ所を予定しております。

11月27日には、除雪に携わる共同企業体運営委員会の主催による安全研修会が開催され、交通安全対策や労働安全、作業安全の励行などの研修を行うなど、除雪対応の準備に入っております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、上松教育長、お願いいたします。

（上松丈夫教育長登壇）

○教育長（上松丈夫君） 定例会の開会にあたり、9月村議会定例会以降の執行状況についてご報告申し上げます。

はじめに、学校教育関係では、10月15日に中札内村学校教育振興会主催による学校教育研究大会が開催され、会場校である中札内小学校で、学習指導案に基づく公開授業や、研究概要の説明の後、3つの分科会での研究協議で活発な意見交換などが行われました。

本村教職員がこれまで取り進めてきた教育実践の一端の発信と、参加者からの貴重な意見や助言を受けるなど、基礎的、基本的な学力の向上を図る授業の創造のための意義ある研修となっております。

全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童生徒の学力向上を支援するため、小中学校教頭及び教務主任6人の委員により中札内村学力向上サポート委員会を設置し、これまで2回の会議を開催し調査結果の分析と、改善方策の検討、小中連携の在り方、公表の内容などを検討しております。

学校給食事業では、児童・生徒に、地元で生産されている豊富で安全・安心な食材に対する理解と愛着をより一層深めてもらおうと、11月21日に本村の農畜産物を食材として使用した、ふるさと味覚給食を提供しております。

社会教育事業では、共育の日事業の取組みとして、8月24日に行われた子ども会夏季野外レクリエーションに共育の日事業実行委員会委員とポロシリ大学生が参加し、お手伝いや子どもたちとの交流を通じ、地域の大人が子どもの健全育成に関わる機会となっております。

文化事業では、11月3日に第59回村民文化祭が行われ、中札内オンステージでは子供から大人までの15団体が舞台発表をされました。

オンステージの中では、村民文化祭式典、共育の日事業実行委員会による共育宣言を行

っております。

式典では、文化振興に貢献された方に対し文化賞等の表彰を行い、中札内村文化賞1名、文化奨励賞2名に授与いたしました。

作品展示事業では、村民の皆様の広いジャンルの作品が多数出品され、文化月間事業では、教育委員会主催事業を含め8事業が実施されております。

今回も企画から開催まで、多くの村民の皆さまの参加、協力を得て開催することができました。

交流事業関係では、川越市児童の移動絵画展を11月から実施しています。

川越市訪問交流事業の派遣は中学1年生7名を、青少年国際交流派遣研修事業によるエルマ市への派遣は中学2年生7名を派遣決定しております。

図書館事業では、10月に日本ハムファイターズと本を読もう・イン・中札内村図書館と題した写真展示を、11月に絵本作家のあきやまさところ羊毛作品展を開催しました。

体育関係事業では、村民スポーツ大会は、9月16日にゲートボール大会を、9月21日に村民登山会を弟子屈町辺計礼山で開催しました。

10月13日には122名が参加して、ファミリーマラソン大会を開催しております。

中札内交流の杜では、10月26日に総合型地域スポーツクラブ、ピータンスポーツクラブの主催で、交流の杜まつり2014が開催されました。

会員や一般村民を含め、子どもから高齢者まで56名が参加して、体力測定やフロアカーリングの用具を使ったゲームなど、スポーツに親しみ、健康に対する関心を高めるイベントとして参加者の拡大を期待しているところであります。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） これで行政執行状況の報告は終わりました。

◎日程第6 請願第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願

◎日程第7 陳情第7号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書

○議長（高橋和雄君） この際、日程第6、請願第6号、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願、日程第7、陳情第7号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題になっております請願1件、陳情1件につきましては、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務常任委員会に付託します。

なお、この請願等の委員会審査はこの会期中に終了し、報告をお願いいたします。

◎日程第8 報告第5号 平成25年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について

○議長（高橋和雄君） 日程第8、報告第5号、平成25年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価の報告について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により、中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書の提出を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上松教育長。

(上松丈夫教育長登壇)

○教育長（上松丈夫君） 中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価についてご報告申し上げます。

平成25年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況についての点検・評価を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規定により行いましたので、別冊のとおり提出し、ご報告申し上げます。

なお、別冊は教育委員会議の議案として承認決定されたものであります。

詳細については、教育次長より説明を申し上げますので、内容をご覧いただき、今後の教育行政の執行にあたり、ご助言をお願い申し上げ、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を高桑教育次長、お願いいたします。

○教育次長（高桑浩君） 補足説明を申し上げます。

教育委員会では、効率的な教育行政の推進に資するとともに、村民への説明責任を果たすため、教育委員会の事務の管理執行状況について、点検・評価を行い、報告書を作成しました。

今回、別添黒ナンバー6の報告書を地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、中札内村村議会に報告するものでございます。

教育委員会では、点検・評価の実施を通じて、施策効果を検証し、見直しや改善を行いながら、教育施策の着実な推進に努めてまいりますので、報告書の内容をご覧いただき、ご助言をいただければと考えております。

なお、点検及び評価を行うにあたり、教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用を図るとされていることから、帯広大谷短期大学講師で前帯広市図書館長の吉田真弓氏から指導・助言をいただいていることを申し添え、補足説明とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この平成25年度中札内村教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書については、報告済みといたします。

◎日程第9 承認第2号 平成26年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第9、承認第2号、平成26年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

去る11月21日、衆議院が解散し、12月2日に公示、14日投票の日程で、第47回衆議院議員総選挙が執行されますが、議会の議決を得る暇がなかったことから、衆議院議員選挙費309万8,000円を追加する、平成26年度一般会計補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださ

いますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、平成26年度中札内村一般会計予算、平成26年専決第1号をご用意いたします。

衆議院議員選挙費であります、これは12月14日に執行されます衆議院議員総選挙に要する費用として、選挙管理委員会の委員報酬や投開票の管理者、立会人等の報酬、職員の時間外勤務手当、事務賃金、事務用品や印刷製本費、郵便料、ポスター掲示板設置撤去委託など、総額で308万8,000円を追加し、財源は5ページの14款道支出金の衆議院議員選挙委託金を同額追加したものでございます。

以上で補足説明を終わります。

額ですけれども、309万8,000円でございます。申し訳ありません。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

承認第2号、平成26年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は可決されました。

◎日程第10 議案第54号 とかち広域消防事務組合の設立について

◎日程第11 議案第55号 南十勝消防事務組合規約の変更について

◎日程第12 議案第56号 南十勝消防事務組合の解散について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第10、議案第54号、とかち広域消防事務組合の設立について、日程第11、議案第55号、南十勝消防事務組合規約の変更について、日程第12、議案第56号、南十勝消防事務組合の解散についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

既存の一部事務組合を解散し、十勝19市町村をもって新たに消防事務を共同処理する、とかち広域消防事務組合を設置し、それに伴い、事務の継承先を定める南十勝消防事務組合規約の変更と解散について協議するため、議決を経ようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは、補足説明いたします。

まず、議案第54号、とかち広域消防事務組合の設立についてですが、十勝19市町村では、平成21年4月より、十勝圏複合事務組合に消防広域推進室を設置し、十勝圏域における消防の広域化に向けた協議、検討を重ねてきた結果、災害現場からもっとも近い消防署からの出動による現場到着時間の短縮や組織体制の効率化など、住民サービスの向上及び財政的な効果が期待できることから、本年3月28日に消防組織法第34条の規定に基づく十勝圏広域消防運営計画を策定し、先月4日の市町村長会議において、規約案について合意したものであります。

規約の主な内容につきましては、組合の名称。

1、組合議会や執行機関の組織、経費の支弁方法など地方自治法第287条に定められた項目について規定したものであります。

なお、組合の設立は平成27年5月、事務の共同処理の開始は平成28年4月をそれぞれ予定しているところであります。

次の議案第55号、南十勝消防事務組合規約の変更についてですが、本案は、とかち広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、南十勝消防事務組合の解散後の事務の承継を円滑に行うため、組合規約に関係条文を追加するものであります。

事務の承継につきましては、常備消防に関する事務をとかち広域消防事務組合同組合の共同処理事務に含まれない消防団に関する事務を各構成町村が承継するものであります。

続きまして、議案第56号、南十勝消防事務組合の解散についてですが、本案は、十勝広域消防事務組合を新たに設立することに伴い、同組合において事務の共同処理を開始する前日の平成28年3月31日をもって、南十勝消防事務組合を解散しようとするものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから3件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 今回挙げられました3議案、消防の現存の解散とともに、新たな広域化に向けての設立ということなのですが、広域化にあたってちょっと懸念されることを一つ質疑したいと思うのですが、現在、中札内支署の職員というのか署員の配置体制、日勤が8人で隔日勤務と言われる24時間勤務の方が4人というふうに聞いています。

消防の出動の際には、救急車は要員3名、消防車自体は4人、そして5人が望ましいというふうに言われている中で、やはり特に夜間の消防救急の際の出動態勢ですね。不足しているというのが明確でありますし、消防団員の協力なしには、ほかの町村も同じだと思うのですが、消防が成り立たないという状況になっています。

そんな中で、広域化に伴って、帯広の清川やあちらの辺りも管轄が広がるということも言われています。

そんな中で果して、今でさえ人員体制が不十分な中で、今の消防力が保たれるのか。広域化後、拡充なんかの可能性はあるのか。

その辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 消防組織の広域化につきましては、これまでの救急出動の時間短縮等、消防現場の時間短縮等を含んで、より効率的な形でいけるような形で、出動体制を取れるようになっております。

また、同時災害等発生した場合におきましても、近々の消防署から出動できるような体制を、集中指令センターの方から取れるようになっておりますので、これまでよりも要求地点までは迅速な対応が取れると想定しております。

また、消防団員につきましては、それぞれ市町村が任命する関係がございますので、それぞれ地域の火災等出動あった場合、出動いたしますし、また、清川地区等の火災があった場合、中札内地区が担当になって消防は行くのですが、清川地区の火災につきましては、現在の清川地区の消防団員の人が出動して、それに伴いますので、帯広市の消防も来るという形になってございます。

ですから、今の現状よりも落ちることはなく、消防力は上がると想定してございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

議案第54号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、広域化に伴う現在の組合の解散、そして新しい組合の設立についての案件だと思うのですが、反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

今、私が質疑の中で挙げた通り、答弁の中では時間の効率化もあるし、近隣との連携で補えるところもあるので、消防力が落ちないという答弁だったと思うのですが、私自身はやはり、現在でも配置体制においては、そのように消防力が決して十分ではない。不十分な中で、新たに広域化ということで管轄も広がりますし、連携が取れるという、近隣町村との連携も取れるという答弁だったのですが、それは広域化にしなくても、今現存の状況でそういうような協定を結んだりという取組みを広げていく中で可能でもありますし、そういった点でもやはり、決して広域化によって時間の効率、その他の効率、利便性、メリットなんかがあるとは私自身感じません。

やはりきちんとそれぞれの地方自治体で消防力向上のために努力していただく。広域化が必ずしも消防力の向上につながらないと私自身感じますので、反対とさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 賛成の方の討論はございませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） なければ、これで討論を終わりたいと思います。
議案第54号、十勝広域消防事務組合の設立についてを採決いたします。
この議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。
したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第55号に対する討論を行いたいと思います。
討論はございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
議案第55号、南十勝消防事務組合の規約の変更についてを採決いたします。
この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。
議案第56号に対する討論を行います。
討論はございませんか。
2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、解散に伴う採決に対して反対を述べさせていただきます。
先ほどの討論と同じなのですが、この解散は広域化に向けた解散ですので、広域化によって今の消防力が保たれる、あるいは向上することは私自身そうは思いませんので、やはり現状の南十勝消防事務組合をまずは維持することが必要であると考えますので、解散に対して反対をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 反対の討論がありました。
そのほか討論ございませんか。
よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、討論を終わりたいと思います。
議案第56号、南十勝消防事務組合の解散についてを起立により採決したいと思います。
この議案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

○議長（高橋和雄君） 起立多数です。
したがって、議案第56号は、原案のとおり可決されました。
暫時休憩をしたいと思います。
15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時00分
再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前の引き続き会議を開きた

いと思います。

- ◎日程第13 議案第57号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎日程第14 議案第58号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◎日程第15 議案第59号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第13、議案第57号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第14、議案第58号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第15、議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後閣議決定され、一般職の給与に関する法律が今国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきていることから、給料及び期末手当、勤勉手当等について条例の一部を改正するものです。

また、これまで職員に準じて改正している議会議員及び村長等特別職の期末手当についても、過日開催した特別職報酬等審議会において審議いただき、勧告に準じた諮問どおり答申されましたので、合わせて関係条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは補足説明を申し上げます。

黒ナンバー14番、議案資料5ページをお開きください。

まず、本年の人事院勧告の概要ですが、民間企業との格差を埋めるため、月例給とボーナス等の引き上げがありました。

給料は世代間の給料配分の見直しの観点から、若年層に重点を置いて、平均0.3パーセントの改定。通勤手当は、距離区分に応じ、100円から7,100円の引き上げ、手当は、0.15月分の引き上げで、勤勉手当に配分されます。

資料の2ページにお戻りください。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてですが、これまでも職員に準じて改正を行っており、手当は期末手当1本でございますので、期末手当の本年平成26年12月期分に0.15月分を加算して、100分の205から100分の220の支給に改正しようとするものです。

平成27年度の改正は、6月期と12月期の調整を図るものと、併せて、平成19年か

ら一般職と比べ、期末手当支給率の0.05月分の引き下げを実施してきていますが、これは当時、村が自律のまちづくりを進めていく中で、住民に痛みを強いることから、独自に削減してきたものであります。

これを今回、全国的に経済が改善してきている状況、人事院も7年振りの引き上げ勧告を行ったことや、管内町村の状況など総合的に勘案した結果、独自削減分の復元を行うとして、一般職員と同様の支給率に改定しようとするものです。

施行日は公布の日、適用は12月1日からいたします。

特別職報酬等審議会は、11月6日に開催し、10日に答申を行っております。

次に、職員の給与に関する条例ですが、資料の6ページから11ページは、給料表の新旧対照表です。

平均0.3パーセントの改定ですが、それぞれの級において、号俸の若い方に改定率が厚くなり、若年層に重点を置いた改定となっております。

12ページ、条例の新旧対照表になります。

第6条の4、通勤手当は、距離区分ごと改正が行われ、100円から7,100円の引き上げになります。

次に、13ページの第14条の4、勤勉手当ですが、支給割合を国と同様に100分の75に改めようとするものです。

第4項では、再任用職員への規定を同様に改定しようとするものです。

ただし、今年度につきましては、引き上げ分0.15月分を12月期に加えますので、資料の14ページ、附則第3をご覧ください。

平成26年12月に支給する勤勉手当の特例措置といたしまして、職員であれば100分の75とあるのは100分の82.5に。再任用職員については、100分の35とあるのは100分の37.5と引き上げ分を12月期に配分するものであります。

附則ですが、改正条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から遡及適用するものであります。

ただし、勤勉手当に係る第14条の4は、平成26年12月1日から適用するものです。

附則第4では、改正前に受けていた4月以降の給与は、改正後の給与条例の規定による内払いとみなすとしております。

今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額であります。給与改定で80万2,000円、通勤手当で9万円、勤勉手当で297万4,000円の増額となっております。

また、給料や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しにつきましては、3月において必要な条例提案を行ってまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

これから3件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと3点ばかり質問します。

今回の改正にあたって、報酬等審議会に諮問したということで、答申をいただいたということなのですが、その中でどのような意見が出ていたのか。

特に、独自削減分の関係なんかも出されたのでないかなと思うのですが、委員会の中でどのような意見が出されて、結果的には答申で出てきたのかということと。

あと、職員の給与の関係ですね。

従来から人勤に基づいてやっていますので、これについて全く異論はないわけですが。支給の方法として、附則でこのような形で内払い方式というのかな、ほかの町なんかも臨時会をすぐ開いてやっています、うちもそうなるのかなと思っていたのですが、そこら辺、法的にどうなのか。ちょっと心配なものですから。当然調べたと思いますけども、そこら辺の考え方。

あともう1点、今回の人事院勧告、今回触れていませんけども、来年4月から大幅な見直しというか、総合的な見直しというかな、それが出されていますよね。

平均2パーセント、最大4パーセントか。これが今回出されていないのですが、来年4月に向けてそこら辺どのような取組みがあっているのか。あるいは、職員組合等との話し合いなどがされているのかどうか。

そこら辺について質問したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず1点目の特別職報酬等審議会での会議の内容についてですけども、ここにおいて独自削減についてどのような意見だったかということですけども。

中札内村は独自削減を行った当時、ほかの自治体においても独自削減を行ってきた状況がありまして、そこら辺が復元されてきている状況がございます。

そこら辺を説明いたしまして、ある程度管内状況を見て復元した方がいいのではないかと意見をいただいて、今回の答申に至っております。

2点目の施行日の関係なのですが、今回、村の提案につきましては遡及適用するという形取りました。

ほかの自治体においては、11月中に臨時会を行って、12月勤勉手当を支給する。

手法といたしまして、2通りございまして、今回、中札内村のように遡及適用する手法と、基準日前に改正して行う方法、特に法的な問題はございません。

給与であれば、過去においても遡及適用してきていることがございますので、今回はこのような形、遡及適用という形を取っております。

3点目の平成27年度給与の総合的な見直しについてでございますが、議員おっしゃった通り、来年4月から平均2パーセントの引き下げの総合的な見直しがございます。

今回の、先ほど説明した通り、提案については、来年3月議会に提案する予定で、必要な見直しについては行う予定ですが、当然、職員組合等の協議を行い、この提案にしていきたいと考えております。

もちろん、これまで中札内村の給与につきましては、人事院勧告を基本として進めておりますので、それに沿った形で提案していく考えでございます。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 法的に問題ないということであれば、そういうことでいいのかなと思いますけども、過去に不利益遡及のときは基準日前に臨時会でやっていましたよね。

今回、プラスの支給というのか、ここ何年もなかったことですから、そういうことで問題ないと思えばいいのかなと思います。

もう一つ、報酬等の見直しの中で、以前から議員の報酬、理事者の報酬、あるいは農業委員会も委員さんの報酬なんかいろいろ議論されて、ちょっと記憶の中では検討していくようなことであつたのではないかなと思いますけども、そこら辺についての基本的な考え方というのか、そこら辺、村長もし持っているのであれば答弁いただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） 今回は手当の関係を基準といたしましょうか、見させていただいた中でも、事前の検討としては、戻りますと、いわゆる自律のプランも一定程度評価といたしましょうか、させていただきましたし、1回そのことでいろいろやってきたことについては、今後、継続するものもありますけども、一度そういうことで整理をしたというつもりでおりまして、このことも大変、議会で言いますと、定数問題も含めてどこかで論議をすべきことだなというのは頭の隅にありますし、今言われましたように、いわゆるそこから関係する委員の報酬等についてもかなり、半日当も含めて大胆にやってきたところをどうするかということが、今回、報酬等審議会に意見をいただこうかなということも実はなかったわけではありません。

ただ、そうは言いながら、先ほどもやり取りにありました職員の方の、特に特別職との給料の関係でいいますと、今回も、いわゆるベース分は改定を提案していないのですが、今後、そういったことで下がる状況の中で、それに併せてまた上げた下げたということはいかなものかなということ、いわゆる下げる以前の額がどうだったのかということなんかもちょっとやっぱり、この辺についてはやっぱり管内状況もどうなのかということが非常に足並みといたしましょうか、見ながらやるべきことかなということで、今回、実は提案をさせていただきますでした。

他のところではないわけではありません。

いわゆるそういったことで財政的に落ち着いてきたので戻すということもあるのですが、今結論は出ませんが、職員のそういったところも動きとしてどう見るのかということも含めて、継続して少し整理をしたいという思いはありますし、そのことが全体の委員報酬も含めて、どこかの時点では判断をしたいというふうには思っています。

ただ、こうする、上げる下げるとい、下げるということはちょっと考えておりませんが、ことになるのかどうなのかということは非常にやっぱり、住民の方の理解も必要なことですので、慎重に判断していきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 管内状況も、最近特にいろいろ動きがあるみたいで、首長もそうですし、議員も。

当時、管内状況を見ながら、自律ということはかなり大幅な引き下げというか、見直しもされ、また、議員の定数もそうです。農業委員の報酬の在り方なんかいろいろ、当時議論がされています。

あれから大分状況も変わってきているのでないかなというふうに思います。

ただ、議員の関係はなかなか、任期も切れるということで、どのような形で進めたらいいのかわちょっとあれですけども、当然、ほかの町村の実態なんかも調査しながら、この問題をできる早く整理つけていく必要があるのかなというふうに思っています。

そういう面では、村長答弁ありましたように、管内状況なんかも調査して、これから取組みなんかスピードアップして進めていった方がいいのかなと、そんなような気がします。

質問は以上で終わります。

○議長（高橋和雄君） 意見ということで処理させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

そのほか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 議会議員の報酬、それから村長の給与ということなのですが、人勧あるいは職員に準じて100分の15上げると、いろいろ経過がございまして、100分の20上げると、こういうこととお話をさせていただきました。

それで、先ほど補足説明もありましたが、管内状況も踏まえて、本村については人勧、職員に合わせた形で今回、期末手当を整理したという報告があるわけですが、その辺の状況をどの辺まで押さえて、どういうことの状況なのか。もっと詳しく聞かせていただきたいと、このように思います。

それから2点目として、職員の給与の関係ですが、私も以前から国家公務員に準じて改正すべきだと、こういうことで言っております、基本的には賛成の立場でございまして、先ほどもちょっと意見が出ていましたけども、1件詳しくお聞きしたいのは、先ほども言っていました人勧の中で、地域間と世代間の給与配分を民間の実情に合わせて変更する給与制度の総合的見直しについてということで、勧告については平成27年度から3年間かけて取組むということになっております。

この見直しでは、地域の賃金水準を公務員給与に反映させるため、俸給表を平均2パーセント引き上げ、それで生み出した原資を地域手当などに充当するなどあります。

これについては、本村については地域手当、人勧から見て低い状況ですから。東京あたりはこの原資を使って地域手当で上がっていくのかということ想定しているわけですが。

それからまた、55歳以上の職員の給与引き下げ、あるいはまた管理職特別勤務手当の創設等が盛り込まれておりますが、先ほどの答弁では、3月に提案をしたいということで、これから煮詰めていくのだらうと思いますが、それに向けて、現在、今申し上げました点等につきまして、どのように進めていこうとしているのか、考え方についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 2点ご質問いただきました。

まず1点目の議員及び特別職等の期末手当の現在の支給状況ですけれども、特別職報酬等審議会開催時にあたりまして、10月1日現在、十勝管内19市町村の状況を調べております。

10月1日時点で、14市町村が職員と同様の3.95月分を支給している状況でありました。

2点目の給与制度の総合的見直しですけれども、これにつきましては、今議員おっしゃった通り、各基本給につきましては、平均2パーセント引き下げて、その分を地域手当として、都市につきましては、地域手当として厚く配分するような形で、私たちにとっては、その2パーセント下がるということになります。

今後、これまで人事院勧告に合わせた形で給与制度取ってございまして、3月に向けた改正を進めるわけですけれども、当然職員組合との合意等が必要となってきましたので、今後、年明けてから、職員組合等の協議を進めて、3月提案していきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

給与を2パーセント下げてということです。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それは私も質問したことでありまして、それ以外に、言われてい

るのは、55歳以上の給与の引き下げ、さらには管理職特別勤務手当の創設等が盛り込まれておるわけですが、それについて現段階でどのような考え方を持っているのかと、この辺お聞きをしましたので、追加して答弁をいただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） ベースにするところは国公でございますので、そこをベースにしようとしておりますけれども、今ご説明にありましたけれども、地域手当に振り向ける分については、本村の場合は地域手当の支給対象になっておりません。

それともう一つ、先の話なのですが、28年4月から人事評価制度を本格化しなければならないということがありますので、国の根本については、ベースとしながら、どこをどうやって運用するかはまだ具体的に明確にはしておりませんが、国の出ている内容を十分整理をしながら、その制度の運用面、それと国公の水準も今きちっと把握しなければ、その地域手当の考え方ですとか、いわゆるその特別職の振り向き分だとか、いろいろ新しい動きもありますので、その辺をしっかりと押さえながら、3月に向けて組合と交渉していききたいというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 職員の給与、一定の尺度というのかな、それは先ほども出ていますように、人勤あるいは国家公務員に準じてということで過去もやっていますし、これからもという立場で私も申し上げておるのですが、それぞれ引き下げる場合、あるいはまた上がる場合等々があるわけですが、それについて具体的に管内状況もあると思うのですが、そんなことを踏まえて、引き下げるものは55歳職員の給与引き下げ、あるいはまた、上げるものとして新たな、先ほど言いました管理職の特別勤務手当の創設ということもきちっと言われているわけですから、そんな状況も踏まえて、きちっとした適正な対応をしていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいと思います。

そのほか、ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、これで質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第57号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第57号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第58号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第59号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第60号 中札内村庁舎整備基金条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第60号、中札内村庁舎整備基金条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本庁舎は耐震化の基準を満たしておらず、これまで整備手法の調査、検討を行っており、現有施設の改修、移転改築など複数の案が考えられ、また、整備完了までは計画から複数年要するものであります。

災害時の防災拠点として、また、良質な住民サービスが提供できるような庁舎としての整備を進めるためには多額な費用を要することから、将来の財政負担を軽減するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、提案するものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） それでは補足して説明させていただきます。

現役場庁舎は、昭和43年に建設、築後46年を経過し、建物の老朽化のほか耐震性の不足、バリアフリー化への対応ができていないなどさまざまな問題を抱えております。

特に耐震化の問題は深刻であり、平成20年度に行った耐震診断において、1階南北方向の構造に耐震基準を満たしておらず、大地震において倒壊の危険性が高いという所見が

出ております。

これらを解消するため、近い将来において改修改築の必要性があると考えておりますことから、この度、本条例を提案させていただいたところであります。

庁舎耐震化等の検討につきましては、関係課長等により行い、現庁舎の現状と問題点、改善手法、およその事業費などについて協議を行ってきております。

また、今回補正予算において1億円の基金積立を計上しております。

財源として普通交付税を予定しておりますが、今年度の普通交付税は前年よりは減額したものの、想定よりも下がらなかったこと。また、予算策定時未確定で財源留保しておりましたマイナンバー制度導入に伴うシステム改修なども想定よりも掛からない費用で行えたことによって、一定程度留保財源を生むことができたことによるものです。

併せて、国政の状況から、今後の地方の財政状況はよくなるとは思えないことから、今回基金を制定し、積立を行おうとするものであります。

以下、条文の概要についてご説明いたします。

第1条は設置で、基金設置の目的を定めるもの。

第2条は積立で、積み立てる額は予算に定めるもの。

第3条は管理で、もっとも確実かつ有利な方法により管理すること。

第4は、基金から生じる収入で、利子等の繰入を定めるもの。

第5条は繰替運用等で、財政上必要な場合は、歳計現金にできること。

第6条は基金の支消で、第1条の目的の限り支消できること。

第7条は委任で、必要な事項は別に定めること。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

今後、庁舎の改修改築などにつきましては、住民の皆さまにとっては大変関心の高い事業であると考えますので、住民に対する説明会の開催及び議会との協議など随時行ってまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今回の庁舎の改修改築問題ですね。

以前から私も何回か、予算委員会の際にも質問させていただきました。

46年経過して、かなりひびなんかも入っていますよね。

大きな地震にも耐えられないということで、特に防災の拠点になる庁舎、改善センターが代わりにという方法もあるのでしょうか、やはり電子化されたコンピュータ関係、これの管理というかな、データの保護、これが一番大事になるのかなとそんな気もしております、そういう面では今回の基金条例、私も賛成、大変結構なことだと思っております。

そこで、今の説明ありました庁内の課長等による検討委員会、ある程度進めていると思うのですが、それをもう一步進めて、例えば、専門家あるいは住民の代表の人、有識者が入った中で、もっと一步進めて外部の専門チームというか検討チーム、住民説明を行うということで今説明あったわけですが、やっぱりその前に方向性を出すには、やっぱり専門家とか住民の代表の人を入れた中で方向性が出た段階で説明会という、そういう

段取りになるのではないかなというそんな気がしていますので、そこら辺の考え方。

あと、基金条例できたということは、いずれそういうことで進むのでしょうか、そこら辺のタイムスケジュールというかな、特になかったらいいのですが、ある程度いついつぐらいまでにとか、そういう目処を持ってやっぱりやるべきでないかなという気がしますので、そこら辺のタイムスケジュール。

あと、今回1億円、地方交付税留保した分はあったとか、財産収入があったとか、そういうことで今回1億円補正で出てきていますけども、これ、たまたまそういう余ったからということではなく、やはり定期的に毎年財源確保して基金に積んでいく必要があるのではないかなというふうに思いますけども、そこら辺の考え方について、3点答弁願いたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 3点ご質問ありました。

建築にあたって、大分有識者等を招いて検討して方向性を出してやっていくべきでないかということでございます。

この件につきましては、役場庁舎改修改築にあたっては、複数年必要となってくると考えています。

仮定ですけども、当該年度に基本計画、基本設計をやるとしますと、当該年度が基本設計、基本計画。翌年度実施設計、そして3年目に建築または改修工事。これが2年かかるかと思えます。

そして、旧庁舎解体工事等、外溝工事等含めると4年から5年かかると感じておりますので、具体的に庁舎のもう少し内部で協議して、具体的にもう一步進んだ段階で必要であれば、そのような外部の有識者等を招いて検討するのも一つの手法かなと考えてございます。

議員のおっしゃることを入れて考えるのも一つの手法だと思います。

2点目のタイムスケジュールですけども、今回、まちづくり計画で事業等を進めておりますが、まちづくり計画、前期26年から今29年ですけども、この29年までにある程度方向性を出して、後期29年からの4年間、この間に事業等を進めればよろしいかなと考えております。

もう1点、財源の確保ですけども、定期的な財源が必要についてですけども、今回、役場庁舎改修にあたりましては、ある程度基金に積まなければならないと思います。

役場改修につきましては、起債を借りて行うことができますが、後年度大きな負担を残さないように考えること。

あと、起債を借りるにいたしましても、起債対象外となる部分が出てくる可能性、解体撤去費のほか設計業務委託、電子計算費等の移設等、ここら辺は一般財源で手当しなければならぬと思いますので、今回は1億円補正予算で計上していますが、額はまだこれでは足りないと思っていますので、ある程度財源がこれから27年度予算構成を行っていきますけども、財源ができるときに積立を行っていきたくて考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番知本議員。

○3番（知本正幸君） 今回のまちづくり計画、自主計画の中では入っていないから、それまでに内部で方向性を出そうというふうにならざるを得ないんですけども、それはそれでいいと思うのですが、同時に並行して、庁内で結論出たからほかの村民の意見を聞いたり、そういう外部の有識者、そういった方の意見を聞くということではなくて、順

序として、やはり内部は内部で結構ですけども、やっぱり村民の代表の人とか、外部の意見というかな、そういう、あるいは専門家、そういう人の意見を聞いて、そして方向性、改築がいいとか改修がいいとか、そういった方向性が出していくのが、流れとしてはそういうことになるのかなと思っていますし、芽室とか幕別のそういった庁舎のいろんな経過をちょっと見ても、やはり町内の代表の人からいろんな意見を聞きながら方向性を出していったという経過がちょっと出ていましたので、流れとしてはそういうふうになるのかなというふうに思っています。

いずれにしても、災害がいつ来るかわからない状況ですので、スピードアップして進めてほしいなというふうに思っていますけども、そこら辺の今後の流れというのかな、そこら辺、村長としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 田村村長。

○村長（田村光義君） ご意見わかりました。

初めてといいますか、なかなか今選択肢が二つあるというようなことで、ちょっとはつきりどちらかに決まるともう少し突っ込んだ話もできるのかなというふうに思って、両方の比較対象がやっているのでですけども、どちらも良い面、悪い面といいましょうか、いろいろあるものですから、ちょっと方向が決まっていなくてお話できない部分も含めてあるものですからちょっと切れが悪いのですけども、いずれにしても今回、いわゆる基金条例を出させていただいたのは、ある程度全部が終わったという意味ではありませんけど、耐震化の順位からいって、やはり防災のことが大変関心を持たれて、先ほどありましたように改善センターを含めたいろんな意見、私自身もいろいろ持っていたのですけども、やはりどこかの時点できちっとしなければならぬということがまちづくり計画には載っていないと言いつつながら、示すべきだという考え方で一応基金条例をまず動かしたということでございます。

村民というご意見もありましたけども、まだ正式にお願いしていませんけども、議会の中でも、こちらからの提案ばかりでなくて、やはり何らかの動きでうまく調整をしながらやるべき大変大きな、仮に新築というふうになりますと大きな事業ですし、今言いましたように、単なる耐震ではなくて、これからのあるべき庁舎というのはどういうものかということなんか当然新築というふうになると、あるいは改造でも一部誤差はあるというようなこんなこともあるかと思っていますので、ちょっとその組み立てまでしていませんので、少し整理をして、今のご意見も参考にしながら、進め方をまず少し考えてみたいなというふうに思いますし、また、財源の方も、仮の新築の場合の財源が大変、今さらに高騰していますからまだ上行くのだろうなというようなこんなこともありますし、場所の問題も当然新築となればいろんな意見ありますので、含めてやりたいと思いますし、基金の関係については、できるだけ、何度も言いますように、庁舎というのはなかなか有利な資金はありませんので、慎重に財政状況を見ながらやるべき案件なものですから、できるだけそういった余裕財源が仮に生まれたとすれば、寄せていきたいなというふうに思いますけども、他の基金もありますので、その辺は庁舎ばかりということにはならないかもしれませんが、そういうことのある程度目鼻が立つときに、どこという判断をすべきかなというふうにこんなふうに思いながら今回提案しておりますので、またいろいろご意見を交わしながら進めていきたいと、こういうふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 1時まで休憩をしたいと思います。

休憩 午前12時00分
再開 午後 1時00分

○議長（高橋和雄君） 休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

議案第60号、中札内村庁舎整備基金条例の制定についてということで、今提案されております。

質疑を続行させていただきたいと思います。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 庁舎整備について、それぞれ先ほど来、質問あるいはまた答弁の中である程度話は見えてきたわけですが、私としても昭和42年に着工して、43年に完成した現在の庁舎、先ほども説明ありましたが、46年経過したということで、いろいろ整備しなければならない理由等々も答弁あったところです。

それで、46年経過したということで、明日、明後日ということではなくて、何年後になるのか。そろそろ考えていかなければならないことではないのかなというふうに私も感じていることなのです。

ただ、それぞれ村の財政も大変厳しい状況にあると、こういうことですよ。

だから、基金を設定をするということになれば、中途半端な額でなくて、それなりの額になるわけで、こういった基金条例を創設するためには、先ほど来から出ているように、何と言っても村民の理解ということが必要だと思いますし、その辺の理解がなければ、なかなか整備できないというこんな状況下だと思うのですよ。

それで、これも出ていましたけども、私としても本来の方向性を打ち出す中で、基金条例の提案をした中で整備していこうということがいいのだなというふうに思うのですが、先ほど来聞いていますと、具体的な方向性というのはまだこれからですよという中で、整備をする1億円を積み立てて創設をするということですから、ちょっとそこら辺の順番がちょっと甘いのかなという気がしているのです。

それで、今までこういった庁舎整備にあたって、公の場でどのような形で村民に説明されてきているのか。その辺の現状を聞きたいなというふうに思いますし、先ほど来、方向性を出す中で、今後、いろんなところで説明をしていきたいというこんなことも話していましたが、そんなことで、早急に、さっき言った議論していたようなことでの具体的な方向性を、構想でもいいですから、そういうものを打ち出す中で、こういう格好でやっぱり基金を積み立てていくよという村民の理解というのですか。

ぜひ、明日からでも精力的に私にとっていて、住民の理解を得るようにしてもらいたいなというふうに思うのですが、その辺の2点について答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） ただいまご質問のありました件ですが、まず住民に対してどのように役場庁舎の危険性を話してきたかということなのですが、庁舎改修改築、これに絞って話してきた経過はこれまではございません。

ただ、これまで、村おこし懇談会、行政区長会議等において、防災の観点から、防災の拠点となる役場庁舎の状況はどうか。そういう観点で村として庁舎が築46年経過して、耐震性にも非常に危険な状態があるということをお話してきてございます。

もう1点、今後の役場庁舎改修改築にあたっての考え方なのですが、ある程度の構

想を持って進めるべきでないかということでございますけども、庁舎改修改築にあたっては、先ほど来説明してきているように、多大な金額が要します。

また、改修改築にあたっては複数年要することになります。

今回、基金が積めるというのは、先ほど来説明しています、普通交付税がある程度余裕がある、そして、今後の財政状況を見越すと、今積まなければ、今後積みたいときに積めない可能性もある。このような関係から、まだ具体的に現在地で改修するのか。それとも移転してつくるのか、そこまで決めてございませんけども、今財源がある段階で積んでおきたい。このような気持ちから、今回提案してございます。

こちらの方をご理解していただきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 言っていることはわかるのですが、私としては、やはりこういった多額の整備基金を創設して、これから足し増ししていくということですが、やはりある程度の計画というのか、大体これぐらいのことをかけて何年後ぐらいに庁舎を建てていかなければならない。整備についてはこういう方法だから、ぜひ基金を創設して、皆さんの理解を得る中でやっていきたいということが基本だと思うのです。

老朽化、耐震だから、ぼやっとした中でそういうものはないけども、とりあえず基金を立ててなんていうことでは、住民としても厳しい状況の中でどうなのだということになるわけですから、私の言いたいことは、本来ですと方向性を出す中で基金の創設ということが私は正しいのではなかったのかなというように思うのですが、とりあえず提案されているわけですから、この基金の創設については私も認めたいと思うのですが、明日からでも、早急にそういった方向性を出す中で、一つひとつ住民の理解を得ていくということ而努力をしていくべきでないのかというふうに思っていますので、先ほどの知本議員の意見とあまり変わらないと思っておりますけども、ぜひそんなことで進めていっていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） ご意見として処理させていただきたいなと思っております。

そのほか、ご質疑ございませんか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 1点だけなのですが、ここにあるように、基金は予算で定める額というようなことが言われておまして、先ほど来の説明からいきますと、そのときの予算編成によって、余裕があればその金額が定まってくるのかなというように思いますが、やはりこういうような大きな金額を要する建物なりを建てるときには、やはり金額をきちっと予算の中でもこれだけを見ますというような金額を定めるべきではないかなというように思いますが、これからの予算編成、予算に合わせて交付税がきちんと入ってくるかという不安定な要素がありますけれども、私としては、やはりある程度の金額を定めるべきではないかなというように思いますが、その考えについてもう一度説明ください。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今質問あった状況でございますけども、これから短時間で建築には至りませんので、ある程度複数年必要となってきますので、必要に応じて、その都度予算を確保して積んでいきたいという今の考え方でございます。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） では、このときに予算の中で、予算ぎりぎりで積立までに余裕が

ないというような段階になると、そのときにはこの基金は積み立てないというような年度も出てくるというように考えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 年度におきましては、そのような場合は積めない年度が出てくると想定しております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

そのほか、ご質疑ございませんか。

なければ質疑は終わらせたいと思うのですが、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がなしと認めます。

質疑を終わります。

議案第60号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第60号、中札内村庁舎整備基金条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第61号 中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第18 議案第62号 重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第17、議案第61号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について、日程第18、議案第62号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が平成26年9月25日に公布され、母子及び寡婦福祉法が母子及び父子並びに寡婦福祉法に題名が改められたことから、中札内村保育所条例及び重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正するものです。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○**住民課長（山崎恵司君）** それでは、補足して説明させていただきます。

今回の改正は、母子及び各福祉法が改正により、法律名が母子及び寡婦福祉法から母子及び父子並びに寡婦福祉法に変わったことに伴い、この法律を参照している二つの条例を改正しようとするものであります。

黒ナンバー 14 番、議案関係資料の 15 ページをお開きください。

まず、中札内村保育所条例の一部改正では、新旧対照表改正前の別表 1 の備考欄 4 の(1)に母子及び寡婦福祉法とあるのを母子及び父子並びに寡婦福祉法と改正をしております。

施行日については、公布の日から施行し、26 年 10 月 1 日から適用としております。

次に、17 ページをお開きください。

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正ですが、改正の概要は 16 ページに記載しておりますが、17 ページの新旧対象表により説明させていただきます。

第 2 条第 2 項第 1 号では、先ほどの保育所条例の一部改正と同様、法律の題名が改正されたことに伴い、本条例中参照している法律の題名の改正を。

その下段、第 2 号では、父子家庭における父親の定義の改正をしております。

他の改正につきましては、児童福祉法の改正に伴う参照条項の改正及び文言の整理を行っております。

施行日ですが、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定については 10 月 1 日より適用することとしております。

以上で補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

これから 2 件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第 61 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第 61 号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第 61 号は原案のとおり可決されました。

議案第 62 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第62号、重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第63号 中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第19、議案第63号、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は児童福祉法の一部改正により、放課後児童クラブ事業の対象者が拡大されたことに伴い、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正するものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長(岡田好之君) それでは、補足説明を申し上げます。

議案関係資料19ページをお開きいただきたいと思います。

児童福祉法第6条の3第2項が平成24年8月に改正され、対象児童の規定が小学校に就学している概ね10歳未満であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものから、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間いないものに変更になりましたことから改正するものでございます。

第1条での目的で、小学校に就学している児童で、保護者の就労、疾病等の理由により昼間家庭において保護者の適切な保護及び育成を受けることができない児童と改めまして、6年生まで対象を広げることになりましたことから、併せて第2条第2項で利用定員を70名から80名に拡大しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものとしております。

以上で補足説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) これで提案理由の説明を終わります。

議案第63号に対する質疑を行います。

5番黒田議員。

○5番(黒田和弘君) 1点お聞きしたいと思います。

現在の放課後児童クラブ中札内においては、中札内、上札内二つあるわけですが、その合わせた人数が現状70人を80人にするという解釈になるのではないかなと思うのですが、現状というのですか、現在の、資料見ればわかるのでしょうか、現在何人ぐらい、それぞれ中札内、上札内されているのか。

その辺教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 現在利用されている方につきまして、中札内の放課後児童クラブにつきましては、登録されております方が延べ68名。

ただ、退所等ありますので、実際現在のところ、実際今いらっしゃるのが50名。

延べ68人登録いたしまして、そのうち8人が今退所しまして、それから10名が今休止状態ですので、50名という形になってございます。

上札内につきましては、13名の利用という形になってございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 現状として、今いろんな数字言われましたけれども、利用人員というのは日1日変わるのかな。

だけど、基本的には登録人数ではないかというふうに思うのですが、それぞれ68人ですか、中札内。上札内13人ということで、合わせると81名になるのかな。

そんなことを考えると、この80人という数字がちょっと、もっと広げることが、施設の関係もありますけれども、そのことが適正な運営が枠内でできるのかなというふうに思うのですが、その点いかがなものなのですか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 実際の登録につきましては、年度当初は、中札内の方にちょっと絞らせていただきますけれども、中札内の場合ですと、年度当初は61名の申し込みという形になってございます。

実際、その方たちが毎月利用されているということになるのですけれども、現実的な利用でいきますと、月平均でいきますと40名から30名の間の現実的な利用という形になります。

ただ、黒田議員おっしゃるように、登録の方の60という形になります。

ですので、それで60にプラス20を増やしての80という形に今回させていただこうと思っているのですけれども、実際6年生まで増やそうとするときに、その中での4年生、今現在のいる最年長の4年生の方につきましては、68名登録した中での8名が4年生という形になり、4年生になりますと急激に減ります。

ですので、4年生以降になりますと、お子さんたち非常にお忙しい形になりまして、塾通い、それから少年団通いという形になりまして、現実的に放課後児童クラブに通う方につきましては、両方合わせても10名以内であろうということが想定できます。

登録の方でそのぐらいの感じになりますので、実際の利用はもっと少ないような感じになりますので、今回、この80名という形の数字にさせていただいたところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） いろいろ話ありましたが、私が聞きたいのは、中札内・上札内合わせた定員を10人増やそうということなのですが、このことで小学校までかな、児童クラブの運営について、枠がもう少し広げなくても十分な、適正な放課後児童クラブの受け入れをできるのかというのを聞きたいので。

その点もう1点答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 現実、上札内の場合については、もうすでに6年生まで受け

入れる形になってございますので、伸びるのは中札内の部分だけだと思っております。

ですので、中札内のほうの方たちにつきましては、現実60名程度のところ、それに4年生、5年生、6年生という形で伸びましても、それぞれの利用度がこれからもなかなか少ないのではないかなという方で、80名の中でクリアできるのではないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） そのほか。

6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今回のこの概ね80名以内というようなことで拡大しております、それに対する施設。今、児童館が子どもの館という位置付けをして、そして子どもに自由にあそこを利用してもらえんというような施設になってございますけれども。今の説明からいくと、80名の定員になっても、今の利用状況から見ると何とか間に合うのではないかなというような説明でありましたけれども。今の運営の状況の中では、小学6年生までは会員として登録して、そしてその会員の人はおやつ代もいただきながらクラブをやっているという状況にありますけれども、今実際に4年生以上の人も自由にあそこを利用するということができるようになっております。

そして、今回この改正によっては6年生まで会員として登録した形でも運営しますよというようになると思うのですけれども。では、これからは6年生までは会員でなくても自由にあそこを利用してもいいですよというような形を取っていくのか。

それと、あとはやはり、6年生までということの拡大をしたので、クラブ会員として登録した人のみが見えるような形にするのか。

そこら辺の流動的な考え方があるのかなというように思いますので、その点について。

そして、会員でなくても利用してくださいということになると、80名以上の利用があったときには、施設としては狭いのかなというように思うのですけれども、そういったときにはどういうことを措置をとるのかとかいうか、そういうような考え方についてお尋ねいたします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） まず1点、6年生まで拡大するということになりました。

それで、今までは全て子どもたちを受け入れていたと。会員以外の方も受け入れていたと。

今度6年生までそれで、今度は会員はシャットアウトするのかなというようなことかなと思っておりますけれども、そういうことはございません。

あくまでも子どもたちの安らぐ場所という形で児童館等ございますので、そこでの利用については、同じように利用していただきたいと思っております。

それと、80名の定員になった場合、今の施設の中で非常に狭いのではないだろうかというご心配でございます。

実際問題といたしまして、放課後児童クラブの施設の利用の面積というのは、今まできちっと定めてありませんでしたけれども、1人当たり1.65というのが、今回、後からの方の条例で出されますけれども、1人当たり1.65という面積になります。

それでいきますと、80名という形になりますと、132平米以上あれば一応基準になるという形になりますけれども。現在の児童館では、放課後児童クラブの部屋、それから集会室、それから図書室等ございます。

あと、今はあまり利用していないのですけど、和室がございます。

和室を除く面積で300平米以上ございますので、基準の中での広さというのは、非常に、むしろ恵まれているような環境の中でのものでないかなと私も思っております。

ただ、うまい具合に使い方によっては、今と同じような形である1部屋だけの利用でやるという形についてはちょっと人数が増えた場合心配なことがありますけれども、いろいろ工夫ができて、総体的には300平米以上のもの、和室も含めるともっと広い形になりますので、その辺もうまい具合に工夫を凝らせば、非常に利用できるのではないかなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） 今言ったように、使っている部屋だけでは問題が出てくるかもしれないけれども、あそこ全体を工夫して使えば、何とか面積上は問題がないというように理解いたしましたけれども、その今行われているように、子どもたち、会員制でなくても子どもたちが自由に利用できるという中身には、これからも変更はないというようなことでよろしいのでしょうか。

そして、今まではやはりおやつということで会員登録されている方はおやつが支給というか、おやつ代の中からおやつを食べることができたかと思うのですけれども、これから自由に利用できる人たちについては、やはりおやつの持ち込みや何かは禁止、今は禁止していますよね。自由に利用する人たちについては。

多分そのように私は理解していたのですが、そういうおやつの時間はちょっと外して、家に帰っておやつを食べてまた来るとか、そういうようなことをしていたように思うのですけれども、そこら辺の問題がやっぱり、放課後児童クラブの受け持っている職員たちには問題な点が多いのかなというように感じているのですけれども、そこら辺は今まで通りに、やはりおやつは持ち込むことはなし。そして、おやつの時間が子どもたちは、会員でない人は何らかの形で食べられないというようなことになるのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 放課後児童クラブの皆さん方のおやつ代につきましては、保護者の会の中で会費を決めていただいて、2,000円という金額を決めていただいて、そこで決められた時間に決められた場所でおやつを食べるという形になります。

それ以外の、会員以外の方、実際1日にしますとお1人とか、多いときで4人とかそのぐらいの方が、会員以外の方で遊びに一緒に来る場合がございます。

その方たちは、一緒に来て遊んでいるという形になりますので、その方が持ってくるおやつ、これの部分の制限は、一緒におやつとして子どもたちと一緒に食べるときは、それは難しいのではないだろうかと思っております。

ただ、ご自分で持ってきて、どこか別な時間帯に食べるというのは、それはお子様の自由でないかなと思いますので、子どもたちの目の前でこうやって誇らしげに別なものを食べるとかというそういうこと以外は、あめを舐めながらというのは別段構わないことではないかなと思っております。

ちょっと話遅れましたけれども、放課後児童クラブ以外の方でも今まで通り利用できるというのは同じことでございます。

そんなことで、おやつにつきましては、そのものを、クラブの会員の皆さんたちに出しているおやつですから、それを与えることもできませんし、会員たちの皆さん方だけで食べる形。

他の方は自分で持ってくるのものは持ってくるで、それは一緒に食べるものではなくて、

別なところでというような区分をしていただければなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 6番男澤議員。

○6番（男澤秋子君） おやつは別なところで食べれば持ってきてもいいというような私は理解したのですが、それではちょっと整理がつかないのではないかなというように思うのですが、そこら辺、今の実態はどうなっているのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 運営の中身なので、提案されている条例とはちょっと違うので、その辺、答えられるだけ答えていただければなと思います。

岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 来る方、子どもたちが毎回おやつを別に持ってきているというそのこと自体で問題になっているということではございませんので、たまたまそうやって、もしポケットにあめが入っていたとしまして、その子が、放課後児童クラブの子どもたちと一緒に遊んでいたときに、たまたまあめがありましたよと。そういうのは持ってきてそれは仕方がないということではないかなと思うので。

ただ、おやつの時間有的时候に、一緒におやつを食べるところの仲間と一緒に食べて食べるのは、それはいかなものかなというところでございます。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、これで質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

議案第63号に対する討論を行いたいと思います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第63号、中札内村放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎日程第20 議案第64号 中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第21 議案第65号 中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎日程第22 議案第66号 中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第20、議案第64号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第21、議案第65号、中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制

定について、日程第22、議案第66号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供された提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により児童福祉法が改正され、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準は、市町村が条例で定めるとされたことを受け、当該基準を定めるため条例を制定しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を岡田福祉課長、お願いします。

○福祉課長（岡田好之君） それでは、補足説明させていただきます。

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートいたします。

新制度では、施設型給付及び地域型保育給付を創設し、この二つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定子ども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等に対する財政支援の仕組みが共通化されることとなります。

そして、事業者が施設型給付及び地域型保育給付を受けるためには、新制度の実施主体である市町村の確認を受けることになりました。

このため、市町村が確認を行うため、基準を今回、議案第64号と65号で提案するものでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきます。

議案の31ページをお開きください。

中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてですが、まず、特定教育・保育施設と言いますのは、村が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設を言います。

具体的には、認定子ども園、幼稚園、保育所を言います。

そして、特定地域型保育事業と言いますのは、村が地域型保育事業として認可し確認する地域型保育を言います。具体的には家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育を言います。これら運営に関する基準を定める条例となっております。

この第1条におきまして、この条例は特定教育・保育施設に係る子ども・子育て支援法第34条第3項の内閣府令で定める基準及び特定地域型保育事業に係る法第46条第3項の内閣府令で定める基準に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする趣旨で謳っておりますことから、基準の作成にあたりましては、国が定める基準、参酌すべき基準をもとに作成することとなっておりますが、本条例案はすべて国の基準通りの内容となっておりますことから、条文の説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

49ページをお開きください。

附則におきまして、施行期日を子ども・子育て支援法ですが、の施行の日から施行する
となってございます。

それでは、52ページをお開きください。

次に、議案第65号、中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例についてですが、新制度では、新たに市町村の認可事業として新設され、小人数の単
位で満3歳未満児を預かる事業でございます。

総称で地域型保育と言いますが、まずそのうちの一つ、家庭的保育と言いますのは、家
庭的な雰囲気のもとで5人以下を対象に行う保育。

小規模保育と言いますのは、定員6人以上から19人以下を対象に、家庭的保育に近い
雰囲気のもとで行う保育。

それから、事業所内保育と言いますが、会社の事業所の保育施設などで、従業員の子
どもと地域の子どもを一緒に行う保育。

さらには居宅訪問型保育と言いますのは、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合な
ど保護者の自宅で1対1で行う保育を言います。

本条例案は、これらの設備及び運営に関する基準を定める条例となっております。

この基準を作成にあたって、国が定める基準、参酌すべき基準をもとに作成すること
になっておりますが、すべて国の基準通りの内容となっておりますことから、条文の説明
については省略させていただきたいと思っております。

68ページをお開きください。

附則で施行日として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等
の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律の施行日から施行することとなっております。

次に、70ページをお開きください。

最後に、議案第66号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例についてですが、新制度のもと、地域の子育て支援の充実を図るため、放課
後児童クラブの職員や施設、設備について新たに基準を設けて質の向上を図るものでござ
います。

また、対象児童を小学校4年生までだったものを6年生まで拡大するものでございます。

この基準作成にあたって、国が定める基準、参酌すべき基準をもとに作成すること
になってございますが、74ページをお開き願います。

上段の第18条第2項の開所日数について、国では250日以上としておりますが、本
村ではここを281日以上、実際開所しておりますことから、281日以上という形にさ
せていただきました。

そのほかは国の基準通りの内容となっておりますから、条文の説明について省略させて
いただきたいと思います。

附則で施行日として、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等
の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等
に関する法律の施行日から施行することになってございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

これから3件を一括して質疑を行いたいと思っております。

質疑ございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは、何点か質問というか、お聞きをしたいというふうに思います。

かなり分厚くて中身までなかなか理解できないわけですが、聞きたいことは、まず1点として、ホームページを見ますと、今年の8月25日から9月22日にかけて、この三つの条例の基準条例に対する意見を村民から募集をしたということが載っていますけども、具体的にどういう意見があったのか。

一つとして教えていただきたいというふうに思います。

それと、現在の保育園あるいはまた保育所、放課後児童クラブということで、条例というかな、村の条例がありますよね。

これについては村直営で管理しているから別物かと思うのですが、そこら辺ちょっとわからないものですから、村の条例と、新たにこの三つの条例を定めるかかわりというのですか、その辺どういうことなのか教えていただきたいというふうに思います。

それと、基準のこの資料の中で、算定基準ということで今も話ありましたが、基準累計として従うべき基準、参酌すべき基準ということで、ほとんど国公の基準に基づいてやっているのだということで説明もなかったのですが、本村独自のそういったもので国の基準と同じ形のこの条例化することで、特な支障がないのかどうか、どういうふうに検討されたのか。その辺をお聞きをしたいというふうに思います。

それと、これは全国的に待機児童というかな、かなり出ているからということで、大都市を中心に社会問題となって、子育てをしっかりとしなければならないということでこの基準が出てきたのですが、本村については現在の保育園、保育所あるいはまた放課後児童クラブかな、そんなことで一定の形が満たされているのかなというふうに思うのですが、これを取り入れることによって、今後、こういう小さな本村ですが、どんな想定というのか、がされていくのかなというようなことも、ちょっと率直に言ってわかりませんが、そんなことも教えていただきたいというふうに思います。

それと、この中身見ますと具体的な保育料だとか国庫補助金というのですか、そんなのも補助金や何かも結構入ってくる、認定するようになってくると思うのですが、そこら辺のかかわりというのかな、この中で謳うことではないと思うのですが、その辺の関係がどんな整理されていくのか。

以上の点について伺いたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） それでは答弁させていただきます。

まず、ホームページの方でパブリックコメントをやった結果、ご意見がどういう意見があったかということが1点でございますが、パブリックコメントに関してのご意見はございませんでした。

それと、2点目、保育園、村の条例とのかかわりについてはということでございます。

それにつきましては、まず今回のこの64号、65号のこの基準と言いますのは、現実的にかかわってくるのは、中札内村に新たにこういう事業、認定子ども園だとか保育所だとかを事業展開をやりたいという事業者が中札内に来た場合。

そのところの事業者に対して、その施設や何かが基準がきちんと合っているだろうか。運営のやり方が正しいかどうかというのを確認するためのものがございますので、村の方としては、その基準はもちろん守って村の方の運営はもちろんやりますけれども、出てき

た事業者さんに対して確認すると。

そして、家庭的保育の方につきましては、その事業の認可をするのが私たち村がやるという形になってございますので、その認可もするという。そういう新たな事業者が出てきた場合に初めてこの64号と65号の議案が使われる形になります。

放課後児童クラブについても、新たにそうやって事業展開するところの方の対象にもなります。

また、学童の部分については、現実的に今まで基準というものが、ガイドラインという程度のものしか実は、放課後児童クラブに関してはなかったものですから、これらをきちっと適正化、今回併せてしているという形でございます。

それで、これらのことがどうしてかと言いますと、先ほど黒田議員おっしゃってありましたように、国においての待機児童をそれを何とかしたいという形でございます。今、この基準をつかって事業者をいっぱい育成して、そして平成29年度までには40万人を減らそうというそういう国の大きな目標でございます。

それから、放課後児童クラブにつきましても、今までより適正な施設として放課後児童クラブをいっぱいつくって、そこで子どもたちの受入場所をつくと、そういうこと目標になってつくられている今回のものでございます。

そういうことですので、新たにできるもの、そういう事業につきましても、基準や何かのノウハウにつきましては、私どもの村や町村のところではとてもそういうつくれるだけでも知識等がございませんので、今回におきましては、国からきちとしたこういう基準でというのが示されておりますので、ほとんどの町村がそういう国の基準をもとに、今回基準をつくっているという形になっていると思います。

それから、待機児童の関係でございますけれども、本村の場合におきましては待機児童というのはない形になってはございます。

一応満たされている状況ということでございます。

今回、ここの中で謳われている保育料なり給付というものは、そういう新たな事業を行う事業者に対してお支払をするということの給付という形になります。

そして、保育料はある事業に対しての係る部分は、国の方からある程度公定価格というのが示されてそれに基づいて町村が決定して保育料を決めるという、そういう形になります。

ただ、今現在、国の方での公定価格というのですけれども、それがまだ完全に示されてきている状態でございませんので、幾らになるというのは3月議会の中で新たにまた私も提案させていただきたいなとは思っているところでございます。

ただ、いずれにしましても、国の方でもそういう実際の保育料に関しては、できるだけ現状と差のないような形での提案をするというそういう話になっているところでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 何かぼやっとわかってきたのですが、そうしますと、放課後児童クラブというのかな、学童保育については、今きちとした条例がないのかな。

それで、この条例を適用してやるということなのですが、そうしますと、ちょっと読みますと、職員の資格というのかな、それをきちっと位置付けたものということで載っているような気がするのですが、現状として満足されるのか。

されないとすれば、当然その基準に則って4月からは新たな資格を持ったものが担当す

るということになると思うのですが、その辺の確認ですね。

それと、国の補助金も当然、認定すると入ってくるというふうに思うのですが、これについてはあくまでも事業者と国との流れになるのか。

あるいはまた、国の方から村の方に補助金が入ってきて、村から交付することになるのか。

その辺の流れがちょっとわかりませんので、現段階でわかっている範囲で結構ですので、その辺教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 放課後児童クラブの職員についての資格や何か、今回明確にされましたし、施設についても明確にされてございます。

これまでなかったのかといいますと、実はきちんとありまして、それはガイドラインというのがありまして、それを守るような形になってきてございます。

そのガイドラインに沿って、大体同じようなもの、これをきちっと守りなさいよという形での今までもものではガイドラインですので、それが今度基準になったという形で、きちっと今度は守るというそういう形になります。ですので、本村におきましても、職員につきましてはそういう資格の持った方、保育士の資格の持った方だとか学校の教師の資格の持った方、その方たちが嘱託という形で入ってございますので、一応今の現在の中で基準は確保されている形になります。

ですので、新しい制度に移りましても同じということでございます。

あと、保育料につきましては、中札内村きらきら保育園に関しましては、このお金のやり取りということについては全く同じ形になります。

国からも村の方に来るのは交付税で入ってきまして、それで不足分についてというか、保育料でいただくのと、それから交付税で入ってくるというような形は同じでございます。

ですので、村については同じなのですが、それ以外に、新たに事業者としてやる場合、その場合の事業者に関しましては給付金という形で国から1回村に落として、村から事業者に対して給付という形が入る。

なおかつ、そのうち保育料も取るというそういう形の流れになります。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、議案書の条例の中の57ページの第19条にかかわってなのですが、ここではその事業所の収支、帳簿をきちっとつけなさいということで明記されているのですが、補助金という形で税金が投入されることもありますので、帳簿を整備するのはもちろん大事なのですが、その村なりの監査の体制ですよね、帳簿の公開だとか、そういうことはきちとなされる予定なのか伺います。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） このときには、家庭的保育事業所ということでございます。

ですので、この部分につきましては、一応村の方でも認可する形、そしてなおかつ確認という二つのことが行われる形になります。

そのうち、定員や何かきちんとして守られているかというのもありますし、この前の段階の18条に内部の規定というのがございまして、事業の目的から運営の方針や何か、ずっと確認すべき事項がございます。

これに基づいて、事業者に対して村の方として確認する形になりますので、その中で点

検査させていただきたいなと思ってございます。

ただ、これも事業所ができた場合の話でございます。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） わかりました。

あと、58ページ、23条の2項にかかわってなのですけども、家庭的保育者ということで、保育士のほかに村長が行う研修であったり、村長が認める者も保育者としてその事業に携わることができるということなのですけども、ここから読み解くと、資格を持っていない人でも村長は認めればよしとするというふうに私自身は読み取ったのですけども、そうなった場合、保育士の資格を持っていない人が1人もいない状態でそういう保育の事業所が存在する可能性もあるということなのではないでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） この家庭的保育事業と申しますのは、地域型保育の中の一つでございます。

そもそも、この家庭的保育だとか小規模保育、事業所内保育所というのは、今こうやって国の方でつくったという根本的なところは、今現在の待機児童が保育所や幼稚園や認定子ども園をつくっても急に賄いきれないと。

ですので、小さなもの、小規模なものがこの例えば家庭的保育を、つくりやすいものをいっぱいつくって、そこで何とか子どもたちの受入箇所を多くするというところが目標、そこがまず国の方の目標でございます。

ですので、そこでいきますと、今回、家庭的保育者というのが小規模なところの、5人以下のところの保育を行おうとする事業者さんでございますので、なかなか保育士や何かを確保するのは難しいのではないだろうか。

だけれども、子どもを面倒見てもらうという方が今の現実的な課題を解決するにはそっちの方が重要でないだろうかという形で、今回研修を受けたものを、そのものでも事業ができるような形に今回なっているところでございます。

この辺は、安全性からいってどうなのかというのは、ちょっと疑問を持つところもありますけれども、全国的な課題からいって、何とか待機児童を無くしたいという国の流れからいけば、こういう形になっているのかなと思います。

ただ、現実、事業者として私どもの方で、この段階で認可をするときには、できるだけそういうところの保育士を採用するならば保育士を採用してくださいよというある程度のお話はできると思います。

○議長（高橋和雄君） 2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） 首都圏なんかでの待機児童対策から出てきた法律だというのは、私自身も認識しているのですけども、そういう中で、村においては当面影響がないというのか、該当しないようなことが大半なのですけども、やっぱりそういう中で、今、保育士に関しては、村長が保育士資格を持っていない人に対しても村長が認めればということで、村長がそんな不適格者を認めるようなことはないと私自身ももちろん思っていますけども、やはりこういう条例の条文でこういうふうに明記されている以上、やはりそういう可能性が今後なきにしもあらずだと思いますので、やはりそこはきちっと保育士、いかなる場合でも保育士であるべきだと。保育士は必ず1人はいなくてはいけないというふうに定める必要があると思うのですけども、その辺について改めて見解をお願いします。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 基準という形ではこのような形になってございます。

できるだけその基準を守っていただくという形。

それで、村長が指定する都道府県等で行う研修や何かにはきちんと受けてくださいよという、そういう方がこの事業をできますよというそのところまでは。

ただ、村としましては、できるだけ子どもたちの安全において、お願いすることだけは可能かなと思っておりますので。

○議長（高橋和雄君） 暫時休憩をいたします。

20分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時20分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

質疑の続きを進めたいと思います。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑なしと認めます。

議案第64号に対する討論を行います。

討論はありませんか。

2番佐藤議員。

○2番（佐藤耕平君） それでは、議案第64号に対する反対の立場での討論をさせていただきます。

質疑の中でもあった通り、当面は村にかかわりのあるものではないということなのですが、やはり村の条例として定める以上、きちんとした条例にするべきものと私自身考えます。

そんな中で、法令そのもの、そして条例も、民間企業の参入を安易にすることが目的であり、そんな中で、質疑の中でも指摘した通りの保育士、場合によっては保育士がいなくてもいいというようなそういう規制緩和のような部分もありますので、果してそれで保育の質が守られるのかどうか私自身疑念を持ちます。

そういう中で、やはりきちんとした条例にすべきとも考えますし、あと、国においてはこの法なり制度を運営していくにあたっての財源確保もまだ不十分だという不安定な状況もありますので、そういうことも含めまして反対をさせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 討論を続けます。

反対の討論でしたので、賛成の討論がありましたら出してください。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第64号、中札内村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決をしたいと思っております。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋和雄君) 起立多数です。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

2番佐藤議員。

○2番(佐藤耕平君) それでは、議案第65号に対する反対の立場での討論をさせていただきます。

前段の議案第64号での討論と同様なのですが、やはり規制緩和の状態が認められますので、保育の質の低下の疑念が私自身ありますので、反対の立場を取らせていただきます。

○議長(高橋和雄君) そのほか、討論ございませんか。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第65号、中札内村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決をいたします。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(高橋和雄君) 起立多数です。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第66号、中札内村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第67号 中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第23、議案第67号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、産科医療補償制度の見直しと併せて出産育児一時金の額を見直すため、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が平成26年1月19日に公布されたことに伴い、国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明をさせていただきます。

黒ナンバー14番、議案関係資料の20ページをお開きください。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき説明させていただきます。

今回の改正は、分娩に関連して発症した重度脳性麻痺の子ども、家族に対する経済的負担を補償する制度である産科医療補償制度の掛け金が引き下げられることに伴い、その掛け金分を加算して支給する出産育児一時金の総額が減額となることから、出産育児一時金を引き上げる健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことによるもので、改正概要の表の中段、出産育児一時金加算額というのが産科医療補償制度における掛け金相当額となっており、3万円から1万6,000円に引き下げられ、表の上段、出産育児一時金を39万円から40万4,000円に引き上げを行い、総額42万円は変わらないこととしております。

なお、施行日は平成27年1月1日となっており、施行日前に出産した被保険者に係る一時金の額は従前の例によることとしております。

次に、資料の21ページをお開きください。

条例の新旧対照表ですが、改正後の第6条で出産育児一時金を40万4,000円に改正しておりますが、その2行下の加算額3万円を上限とする規定については改正をしております。

これは施行令も条例と同様ですが、加算額については条例で上限のみを定め、実際に加算する額については規則で定めることによるものであります。

資料の22ページに、併せて施行規則の新旧対照表を載せておりますが、改正後の第27条第4項で加算額を3万円から1万6,000円に改正するもので、施行日及び経過措置については改正条例と同様となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明が終わりました。

議案第67号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第67号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第67号、中札内村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第68号 中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第24、議案第68号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内中学校教職員住宅跡地に建設をしておりました村営住宅が完成いたしました。新規の団地でありますことから、団地名をまちなか柏団地とし、附帯する車庫使用料を定めるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を大和田施設課長、お願いします。

○施設課長(大和田貢一君) それでは、補足説明を申し上げます。

遊休地の活用や市街地行政区での若年層の居住などによる活性化を目的とし、中札内中学校教職員住宅跡地に今年度建設を行っておりました村営住宅新築工事が完了いたしました。

今回の改正は、この後の入居開始のため、村営住宅管理条例に定めのある駐車場使用料附帯する車庫の部分でございますが、別表に新団地分を追加しようとするものです。

新旧対照表により説明をさせていただきます。

黒ナンバー14、最後のページですけれども、23ページをお開き願います。

表の右側、改正後別表1番下段に、新団地分を追加するもので、建設年度、平成26年度、団地名、まちなかかしわ団地、1戸当たりの床面積、車庫スペース分ですが11.66平方メートル、戸数4戸、使用料月額1,500円の項を追加するものです。

表の上段附則で、この条例は公布の日から施行するものといたします。

なお、住宅本体の追加は、施行規則で行うこととなりますので、議案がご決定いただけましたら、条例の交付に合わせ、施行規則につきましても新団地分を追加いたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長(高橋和雄君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第68号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） ちょっと1点だけ、単純ですけどお聞きをしたいと思います。

この新旧表を見ますと、平成11年のめぐみ野、これも車庫かな、9.41平米で1,500円ですよね。

今回、まちなかかしわということで11.66ということで、二点何平米増えているのですが、増えて使用料月額同じなのですが、こんなことで均衡が取れるのかどうか。

この前の過去の金額もちよっとわからないものですから、その辺の見解について答弁いただきたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 建設費面積見合いでこれまで料金設定はしてきておりません。

それぞれ大きさ、表の中では、一番古いのはあけぼの団地についてはもう少し規模が大きいものです。

ただ、福祉的な目的も含めて、1,500円頭打ちということで統一した単価となっておりますので、すべての駐車場については1,500円ということでこれまで料金を徴収させていただいておりますので、今回も合わせた価格とさせていただいております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

討論を行いたいと思います。

議案第68号に対する討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第68号、中札内村営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎日程第25 議案第69号 平成26年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第26 議案第70号 平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第27 議案第71号 平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第28 議案第72号 平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算について

◎日程第29 議案第73号 平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第30 議案第74号 平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長（高橋和雄君） この際、日程第25、議案第69号から日程第30、議案第74号までの平成26年度中札内村各会計補正予算についての6件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ2億923万9,000円を追加し、総額を36億9,946万円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ200万8,000円を追加し、総額を5億6,208万円に調整したものであります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ9万8,000円を追加し、総額を2億5,519万1,000円に調整したものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ45万1,000円を減額し、総額を5,914万9,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ81万2,000円を減額し、総額を1億3,215万9,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ253万9,000円を減額し、総額を1億6,394万3,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明をお願いしたいと思います。

阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー8番、一般会計補正予算書により歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

まず最初に、総体的な事項といたしまして、先ほど決定いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について説明させていただきます。

47ページをお開きください。

特別職の表ですが、下段、比較の欄ですが、長等の欄、期末手当19万円増額は、0.15月引き上げたことによります。

議員の報酬177万1,000円の減額は、5月から1名の欠員が生じていることから減額するもので、期末手当の減額は、欠員による減額と改定による追加を調整し、43万4,000円を減額したものであります。

48ページをお開きください。

一般職に係る給与費明細書ですが、年度途中で2名の退職がありましたので、給与改定による増減分と退職による減額。それと、そのほか異動による増減を調整しております。

具体的な増減額の明細は、次の49ページ、こちらに給料、職員手当それぞれ給与改定に伴う増額分、その他の増減分として記載してございます。

申し訳ありません、48ページに戻りまして、特別職、一般職の共済のそれぞれの増加ですが、これは給与改定などによるものであります。

なお、これから介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の3会計の件費に係る補正説明は省略させていただきます。

それでは、歳出、14ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄中段の公共施設等整備基金積立281万7,000円の追加ですが、営農用水道使用料の未充当分を将来の施設更新のため積立しようとするものです。

次の財政調整基金積立5,186万円の追加は、ときわ野第3次分譲地とポプラ工業団地売払収入を将来の財政需要に備えるため積立しようとするものです。

次の共済費、臨時労働保険料197万2,000円の追加ですが、職員の退職などにより雇用した嘱託職員の増による社会保険料などによるものです。

16ページをお開きください。

最上段、3目財産管理費、13節委託料、宅地分譲地境界杭埋設委託164万1,000円の減額は、落札減によるものであります。

次の5目交通安全対策費、説明欄、光熱水費70万円の追加ですが、北電の電気料値上がりと、今後の需要見込みによる整理を行っております。

電気料の契約は、施設ごとアンペア数によって契約時期が異なりますので、今年度から影響する、そのほか、児童館、上札内小学校、上札内交流館などにつきましても補正予算を計上しております。

17ページをお開きください。

2款総務費、2項企画費、1目企画総務費、説明欄上段、地方バス路線維持対策補助金107万1,000円の追加は、広尾線に対する国・道の平成26年度生活交通路線維持費補助金の減額により、村補助金を追加するものです。

22ページをお開きください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄の法外援護460万円の追加ですが、灯油価格の高騰による経済的負担を軽減するため、福祉灯油1世帯当たり200リットル分の燃料購入券を支給しようとするものです。

続きまして、24ページ、同じく民生費の社会福祉費、9目後期高齢者医療費、説明欄下段、医療給付費負担金913万4,000円の減額ですが、これは平成25年度、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算に伴い減額するものであります。

続きまして、28ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄、帯広厚生病院運営費補助金340万円の追加は、特別交付税措置を活用した運営補助として、十勝管内19市町村が均等割、患者数割により支援を行うものであります。

29ページ、3目診療所費、説明欄上段、医療用備品392万1,000円の追加ですが、これは修理不能となりました骨密度測定装置を更新しようとするものです。

34ページをお開きください。

7款、1項商工観光費、2目商工振興費、説明欄中段のプレミアム商品券事業補助金4

20万円の追加ですが、商工会が村内の商店などにおける消費拡大を目的として、12月に実施するプレミアム付商品券の販売に対して補助しようとするものです。

37ページをお開きください。

8款土木費、2項道路橋梁費、4目道路改修費、説明欄上段の未耕作補償費300万8,000円の追加ですが、南常盤44号道路の施工時の測量錯誤に伴う用地取得予定地分の補償費を追加しようとするものです。

次に、39ページ、9款消防費、説明欄の南十勝消防事務組合負担金5,319万円の追加ですが、消防救急デジタル無線整備事業の整備工事と、十勝圏高機能指令センター整備事業に係る負担金を追加するものです。

特定財源として緊急防災減債対策事業債2,610万円、高機能指令センター整備事業債2,720万円を計上しております。

ともに本年度発注契約を行い、次年度、繰越明許で事業を実施する予定でございます。

次に、46ページをお開きください。

13款諸支出金、1項、1目特別会計繰出金、説明欄の公共下水道会計399万7,000円の減額ですが、下水道の各事業に執行残が出たことにより、基準外繰出金を減額するものであります。

戻りまして、9ページをお開きください。

歳入の主なものですが、6款地方消費税交付金1,550万円の減額は、本年4月から地方消費税率の引き上げがありましたが、適用された地方消費税が国を通じて都道府県に払い込まれるまでは、一定期間を要することとなりましたので、当初増税分で計上しておりました2,400万円を850万円に想定いたしまして、1,550万円を減額するものであります。

9款地方交付税の普通交付税1億1,840万8,000円の追加は、交付税が確定し、一部を留保して追加するものです。

次に、11ページをお開きください。

15款財産収入、2項、1目財産売払収入、1節不動産売買売払収入5,186万円の追加ですが、宅地分譲地売払を当初2区画計上していましたが、ときわ野第3次18区画、工業団地1区画を売払いたことから追加しているものであります。

次に、6ページをお開きください。

第2表地方債補正ですが、追加するものとして、緊急防災減債事業が2,610万円に限度額を設定するほか、起債の方法、利率、償還の方法を設定するものであります。

変更するものとして、高機能指令センター整備事業について、限度額40万円を2,760万円に変更しようとするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 次に、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー9番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

最初に歳出で、2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費の説明欄、一般被保険者に係る高額療養費200万円の追加ですが、これは11月まで8カ月間の支出実績が当初予算で見込んだよりも上回って推移していることから、今後4カ月分を見込み追加しようとするものであります。

なお、特定財源として国庫支出金の療養給付費等負担金を64万円追加しております。

次に、11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目で償還金の説明欄、精算返還金8,000円の追加ですが、これは25年度、高齢者医療制度円滑運営事業費補助金が確定したことによるものであります。

次に、上のページ、歳入ですが、繰越金で136万8,000円を追加し、財源の調整をしております。

続いて、黒ナンバー11、後期高齢者医療特別会計補正予算ですが、7ページをお開きください。

7ページの歳出で、2款後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄の事務費等負担金55万1,000円の減額ですが、これは平成25年度の市町村事務費負担金額の確定により、精算調整が行われたことによるもので、その下段、3款諸支出金、保険料還付金、説明欄の後期高齢者医療還付金10万円の追加ですが、これは被保険者における所得の構成が行われ、保険料の還付が発生したことによるものであります。

上のページ、6ページの歳入で、一般会計からの事務費繰入金を55万1,000円減額、その下段、繰越金を10万円追加し、財源の調整をしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 次に、大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） それでは、簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

黒ナンバー12番、補正予算書をご用意ください。

8ページ、歳出予算です。

1款簡易水道費、1項水道経営費、1目一般管理費、右説明欄、施設整備費工事請負費79万4,000円の減額は、ヴィレッジときわ野第3次分譲地水道管布設工事及びメーター機取替工事の執行残によるものです。

同じく簡易水道事業基金費積立金は、歳出歳入の増減により28万円の減額調整を行うものです。

次に、上のページ、7ページ、歳入の下段、7款村債、簡易水道事業債は、執行工事費の減、起債対象内容の精算により100万円を減額するものです。

次に、黒ナンバー13番をご用意ください。

公共下水道事業特別会計補正予算について、補足いたします。

9ページをお開きください。

歳出になります。

1款総務費、1目一般管理費、右説明欄の下水道事業費委託料68万2,000円の減額は、下水道施設長寿命化計画策定委託の執行残によるもので、工事請負費194万8,000円の減額はヴィレッジときわ野第3次分譲地、下水道管渠布設の執行残によるものです。

次に、戻りまして7ページをお開きください。

歳入の3款国庫支出金56万5,000円の減額は、委託及び工事費の執行残の減に比するものです。

5款繰越金は、平成25年度下水道特別会計の決算余剰金の確定により222万7,000円を追加するものです。

その上、4款に戻りまして、一般会計繰入金の399万7,000円の減額は、下水道事業費の減額、繰越金の増額による調整を行ったものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これから6件を一括して質疑を行いたいと思います。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） それでは何点か質問させていただきます。

一般会計、8番です。16ページの上段の宅地分譲地境界杭埋設委託ということで164万1,000円の減額ということで、落札減によるということなのでしょうけども、当初予算ちょっと調べますと313万2,000円を組んでいるのですね。

これがいわゆる半減した形で落札になったのですが、主な要因というのかな、区画数の想定が半分になったのかちょっとわからないのですが、あまりにもちょっと落札減はいいのですけども、どういう理由で半額の落札になったのかなということを確認をいたします。

それと、22ページの上段の法外援護460万円の追加ですが、執行状況報告にもあった通り、実施要項基準を27年度中に見直すというこんな報告がありましたが、どんなことで見直すのか。

その辺、要点について教えていただきたいというふうに思います。

それから、28ページの帯広厚生病院運営費補助金の関係ですが、前の報道によりますと、いわゆる不採算部門の救命救急センターの運営費を対象として、特交で処置される年約1億3,000万円だったかな、そんなことで報道されているのですが、こちら辺の確定した内容と金額を教えていただきたいと思います。

それを受けて、行政報告でもありましたけども、均等割ということでのどの程度の、何パーセントぐらいの額で幾らなのか。あるいはまた、患者数割、全体何百人いて、本村については何人該当しているから何パーセントだと。

よって、それらを足すと合計340万円になるというものをちょっと知りたいものから、その辺について教えていただきたいというふうに思います。

さらに報道によりますと、特交処置が廃止されたら、支援も終了するというこんな内容の記憶があるのですが、こちら辺については現段階で何年ぐらいするとこんなような廃止されるような状況が想定されるのか。その辺を確認をしたいというふうに思います。

とりあえず、その点、お願いいたしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 私の方から、16ページ、宅地分譲地境界杭埋設委託の減額ですけども、議員おっしゃった通り、当初予算は313万2,000円組んで、今回これだけの減額になりました。

適正な競争入札を行ってきておりますので、このぐらいの落札減につきましては、この金額で落札したのは、ちょっと不明でございます。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） 福祉灯油の関係でございます。

制度的に見直す必要が出てきましたのは、実は灯油の価格が昨年も100円、今年も100円という形で、高騰によりということが理由にならない状況になってきてございます。

高止まりな状況がございまして、幾らアップしたら幾らだというようなことでの判定をもととしてきたところでございますけれども、その辺のところを、高止まりの状態の中でどうやって福祉灯油なども提供できるかという、その辺をちょっと見直させていただきたいなと思っております。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 厚生病院の運営費の補助金の関係でございます。

厚生病院の運営費につきましては、帯広市及び18町村でその負担をします。

算出の仕方としては、特別交付税において不採算部門に対する特交措置があるということで、その額を上限として助成をすることになってございます。

結果、その不採算部門に対する特交措置の対象となっているのが、周産期医療病床、小児医療病床、救急医療施設、精神病床。

今回、26年度分の特交の上限額を算出するのに、特交の中で、特別交付税の算出の中で算出された項目値については、この4施設ということになります。

ですから、救急の部分のみを指して言っているわけではございません。

その合算として3億円を超えた場合については3億円が上限ということになってございますので、3億円が基本的に1市及び18町村が負担する額の上限というふうになります。

それが3億円というわけでございます。

その3億円の内訳なのですが、まず、帯広市と18町村とで、まず70パーセントと30パーセントに割ることになっております。

帯広市が70パーセント、18町村が30パーセント。

ですから、中札内村を含む18町村については、3億円の30パーセント、つまり9,000万円を先ほど言いました実患者数割と均等割に二つの方法で算出をして340万円という金額が出るのですが、黒田議員がおっしゃられた実患者数割、これについては概ね3パーセント程度の負担、おおよそ180万円ぐらいになろうかと思っておりますけれども、率にすると約3パーセント程度と。

均等割については、18町村で均等に割りますので、それがちょっと端数がありますから、実患者数割が190万円、均等割が150万円、合わせて340万円ということになります。

それと、最後の特交措置がなくなることの想定ということではありますが、その想定がされているわけではございません、期限がいつごろということ。

もしそういう措置が行われたときには、この助成措置は終わるというそういう考え方を示しているということだけでございます。

○議長（高橋和雄君） 5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 今の厚生病院の関係ですが、私も新聞の報道から拾って要約して話しているわけですから、かなり総額の金額が変わったというこんなことですよ。

それと、根拠についてはわかるのですが、患者数割ということで3パーセントという、本村が全体から見て3パーセントの患者数ということなのですが、全体、例えば500人いて、中札内は10人分ですよとかということでの3パーセントだと思うのですが、その辺教えていただきたいなというふうに思います。

それと、福祉灯油の関係ですけども、岡田課長として、昨年100円だから今100円になったので変わらないので、何も高くないのだというようなことでは言っているように私は聞こえるのですが、非常に厳しい時代というか、そんなことを去年もそうだったので、それが100円ということで続いてきて、今年もそういう生活状態のところについては大変だからということで、福祉灯油を配ろうというこういう制度なわけで、私は前年から比べて100円が変わらないのだから何も高くないので止めたと、そういうものでなくて、もっとやっぱり本当に大変な世帯の実態を含めて、生活援助できるようなことでの制

度の継続というのかな、そんなことで、ぜひ同じような継続の形で私は臨むべきでないのかなというふうに思いますけども、その辺の再度見解をお願いしたいというふうに思います。

それと、34ページのプレミアム商品券事業補助金420万円ということですが、これの実施する内容かな。販売総額、発行組数、それからプレミアム額、1人当たりの購入限度組数とか、あるいはまた発売日、販売場所、利用機関ということで、それぞれ具体的なものは案があるのではなかろうかというふうに思いますので、その辺を説明をしていただきたいなというふうに思います。

それと、42ページの学校給食調理場の賃金109万円の追加ということですが、執行してきて残り3カ月しかないわけですね。

その中で、調理員の賃金が大幅に追加されているのですが、何か特なことがあるのかなというふうに思いますので、ここら辺の内容について教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 山崎住民課長。

○住民課長（山崎恵司君） 厚生病院の運営費補助金に関する実患者数割なのですが、24年度の調査数値であります。

18町村で約5万2,000人、外来・入院。本村においては1,567人ということで、3パーセント相当ということになります。

○議長（高橋和雄君） 岡田福祉課長。

○福祉課長（岡田好之君） すいません、私の方での話が、ちょっと申し訳ございません。

福祉灯油と言いますのは、11月1日現在で単価を確認いたしまして、福祉灯油を支給するかしないかというのを判断しなくてははいけません。そここのところで、前年の状況、近年の状況を見て、単価の状況を確認しますと、高止まりな状態になっているということは、変化がないことだという形になって、逆に福祉灯油を出せれないというようなのが今の要綱の形になってございます。

全体的にそうではなくて、今現在、黒田議員もおっしゃったように、厳しい時代なので出すためにはどうしたらいいのかというところを検討させていただきたいなという意味での見直しでございます。

ただ、状況といたしまして、管内でこの福祉灯油200リットル、2万円を出すということは管内ではございません。ですので、その辺のところもこれから状況を見て、その辺のところも併せて調整したいなというところもあります。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 私の方からプレミアム商品券の実施内容についてご説明させていただきたいというふうに思います。

発行総額、額面で2,400万円。販売総額につきまして、2,000万円となります。400万円分がプレミアム額ということになります。また、人件費として60万円の3分の1を助成する予定であります。この分が20万円ということで、420万円を補助するような形になります。

発行組ですが、先着2,000組というふうにしております。1人2組までの販売としまして、1組1万円で1万2,000円相当分になります。1枚500円を24セットで販売するような形になるというふうに聞いております。プレミアム率については、20パーセントでございます。

発売日につきましては、12月21日を予定しているところです。利用期間につきましては、12月21日、発売日から27年3月31日までを利用期間というふうに設定をしております。

また、商工会の商品券の利用取扱い店につきましては、村内全店舗にご案内させていただきまして、協力できるところがさせていただくというような形になりますので、報告します。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 学校給食共同調理場の調理員の賃金の追加ですけれども、代替調理員の追加ですけれども、当初予算で100万円余りを計上しておりましたけれども、職員の病気等による休暇の取得によりまして、11月までにほぼ予算を使い切るような状況にございまして、今後3月までの代替の賃金を見込みまして、109万円追加のうち、43万8,000円を代替分として追加しようとするものです。

残りの65万2,000円につきましては、正職員の調理員が3月末で定年退職を迎えるということで、来年の4月から新たに嘱託職員で対応しようとするものですけれども、4月からスタートということで、円滑にスタートするために2月、3月とその決定した嘱託職員についてですね、2か月間慣れていただくことも含めて、調理員として入っていただくための嘱託職員2人、2か月分の賃金としまして65万2,000円、合わせて109万円を追加しようとするものでございます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

5番黒田議員。

○5番（黒田和弘君） 最後になるわけですが、プレミアム商品券の関係ですけれども、ちょっと聞きづらかったのですけれども、1組1万2,000円の券を2組ということですから、1人で2万4,000円買えるということなのか、1万2,000円になるのか、その辺ちょっと聞こえなかったのですから、2万4,000円でいいのですか。1万2,000円。

○産業課長（成沢雄治君） 1組1万円で、1万円買うと1万2,000円。2組買うと、

○5番（黒田和弘君） 2万4,000円。わかりました。

これ、プレミアム商品券の関係は、結構各町村で新聞を見ますとやっていますよね。いろいろ拝見させてもらっているのですが、実施していない町村もあるかと思うのですがね。

うちについては、これ毎年今の時期にやっているのですが、1人当たりの購入額というのかな、そういう限度額ということでこう見てみますと、結構各町村の大胆的に効果を増すようにということで、3万円から20万円だったかな、ということで各町村それぞれ違うのですけれども、そんなことで実施しているのです。ですから、本村についても消費者、消費意欲あるいはまた事業やっている方の向上も図る意味からですね。これらについて、もうちょっと私は増額する中で展開してほしいなということなのですが、当然それを増やすと総額が足りないということになるかと思うのですが、今回無理だとすれば時期に向けてそこら辺も大胆にこれらの事業についての展開を考えてもらいたいというふうに思うのですが、それらの意向について最後に伺いたいなというふうに思います。

併せて、前回の議会でもお聞きをしたのですが、村内の大型店、コンビニについてもどうなのかということで、昨年この点については参加店に入れるよということで答弁をいただいておりますから、今回も入るのかなというふうに思うのですが、もう1点の消費者の立場というのかな。それからすると、JAの農協スタンドあるいはまた店舗もある訳で

すけれども、この辺についても結構消費者として利用している方が多いのですよね。そういう感覚から行くと、農協も賛同してくれるのかどうかちょっと私は直接聞いていないからわからないですが、そんなことで参加要請もするべきだなというふうには私は考えて、昨年の議会でもお話をしているのですが、今回はどう対応するのか、その辺を最後にお聞きをしたいなというふうに思います。

それと、最後になりますが、37ページの未耕作補償費ということで、300万8,000円が出ているのですが、先ほどの説明を聞くと、44号道路の測定の錯誤ということとで補足説明があったのですが、測量というのは委託していると思うのですけれども、間違った形で幅広く測量したのかな。したら、当然農作物を作る部分が作れなかった、売買する予定だけでも、実際は測量を縮めた。その分を300万8,000円を補償するのだということなのだと思います。

これ、村の方で補償すべきお金なのではないでしょうか。村民から言うと、委託した測量会社の責任だとすれば、そっちの対応にしてもらうのが通称の処分仕方ではないかなという、ちょっと感ずるものですから、その辺の経過をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） プレミアム商品券は、成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） プレミアム商品券の増額の関係でありますけれども、商工会の方と、プレミアム商品券の期間の延長含めて話したことがあるのですが、やはり事業者負担がどうしてもそういうふうになると増えてくる、いろいろな分があるということで増額するのが大分厳しいのかなというお話を伺っているところです。

次に大型店の店舗の参加につきましては、先ほども申し上げたように、中札内の全店舗にご案内をさせていただいております。昨年につきましても農協の方にはご案内をさせていただいて、参加していただけるのであればというお声を掛けているところですが、商工会に加盟をしていませんので、負担金の割合が高くなってしまうのですね。そういうこともあって、参加を見合わせたいという話を伺っております。

今年度につきましても、大型店、コンビニ全てにおいて、商工会ではご案内するというふうに聞いておりますので、そういった対応がされるように思っております。

○議長（高橋和雄君） 補償費の関係。

大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） ご質問にありました、44号の補償に関してはですね、平成4年度にリゾート開発ということで、休暇村の開発時に44号の道路の整備を行っているわけですが、測量という説明がありましたけれども、測量なのか工事によるものなのかというのはちょっと特定できないのですけれども、間違いなく現在の測量で測定をすると、多いところで6メートルくらいの位置ずれがあるということを確認してですね、今回補正を上げております。

当時の施工の仕方としては、道路法で言う、22条の申請ということで、当時の開発者が村に成り代わって道路の施工を行うという手法なのですけれども、それは村に対して設計を行った後に、こういう形で道路を整備したいという申請を上げていただいて、その認可をして工事が終わった後に完了の検査を行って、そのまま村の財産になるというようなものですから、施工原因者については開発者になるのですけれども、事業の主体というのではありませんね。あくまでも、村の責任で行っているという現状から、今回の補償する側として村が担わなければならないという判断に基づいて、今回補正を上げさせていただいております。

ます。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。

質疑が終わりました。

その他、質疑ありませんか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） ちょっと、今の件に関連しまして、ちょっと話聞いていますと、6メートルくらいも入っているということですがけれども、これ、全体的に面積としてどのくらいあるのか。

平成4年度からということになると、かなり相当昔の話だと思うのですがけれども、そこら辺、300万8,000円の内訳というのか、根拠というのかね。ここら辺どのようなことからその数字が出てきたのか、教えてほしいなと思います。

もう1点関連して、プレミアム商品券ね。昨年引き続きということ、昨年の実績というのかな、ここら辺どうだったのか、総括というか、政策評価をしているかと思うのですがけれども、そこら辺の評価はどういうことだったのかということと。

昨年かどうかわかりませんが、以前最終日でも売れ残ってどうしようという話がされていたのも聞いたことがあります。そういう面で、昨年あたりの実績ちょっと教えてほしいなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 今回の測量を村で行いまして、確定はしていないのですが、道路が出ている現状を、用地を確保するとすると、算定している面積が1,738平米になります。

地権者が2件おりますので、戸々の面積詳細を申しますと、戸々の補償費がそのまま出てしまいますので、そこは避けたいと思うのですがけれども、トータルで1,738平米で今回の補正額ということで終わっていただければ。それプラス、平成4年ですので、23年間の補償ということになります。

○議長（高橋和雄君） 成沢産業課長。

○産業課長（成沢雄治君） 昨年の実績についてです。

昨年の実績についてですね、店舗のアンケートを実施しています。アンケートの結果の中では、このプレミアムが効果があるかというところなのですがけれども。ある、もしくは、どちらかと言えばあるというのが大体60パーセント以上ということになっています。

さらに、こういうものがどういうところに影響があるかということをお聞きしていますと、それを持って村内の商店に買いに来てくれる、そういうところでのコミュニケーションが取れることによって、そういったプレミアム以外の時でも消費が拡大してくれるのではないかという声を聴いているところであります。そういうことを評価する中で、今回も補助が出てきた部分については、提案通り出していくという評価をしております。

昨年の実績の中で、金額は1日目ではほぼ完売ということで、2日間ですべてが完売というふうになっております。

ただ、換金率ですね。使用率につきましては、99.8パーセントということで、4万8,000円ほど使用されなかった人がいたというふうな実績になっております。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番知本議員。

○3番（知本正幸君） こういう時代ですからね、売れ残るということは考えられないの

かもしれませんがけれども、大変結構なことだと思いますので、これがどこまで広げられるかという、比較的なものもあるのでしょうかけれども、できれば当然こういう種のもの、当初予算でという話も去年だか、論議していたかと思うのですけれども、続けていただければなというような気がしております。

あと、先ほどの面積、わかりました。

ちょっと、やはりどうなのかな、かなりの年数が経って、なぜ今なのかというような疑問がちょっとあるわけですがけれども、当時測量したその村に代わって、その業者、そのその測量の仕方に問題があったのか。当時、きっと立会も本人たちがしたのかもしれませんが、村の担当者もたぶんしたのではないかなと思うのですけれども、そこら辺の状況というのかな、どのようなことで今回整理にかけたのか。そこら辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） 発端となったのは、地権者の方が自分の土地を用地確定しようということで測量をされた結果、道路用地が出るということでの話がありまして、9月の補正で委託料を見て、村も再度測量をし直した結果、お話の通りずれがあるという確認ができましたので、今回この補償をすることでの取り進めを行いたいと思うのですけれども。過去の測量については、道路自体に測量をやったという記録はないのですけれども、リゾート地全てと全体を測量するときにはたぶん何度かの測量はやっていると思うのですよね。ただ、その道路のところまでの確定については確認できないのですけれども、当時測量会社もすでにないという状況も含めて、あと20年超えているということで賠償についても適用にならないということも含めまして、現管理者として村が補償すべきという判断に至ったわけです。

○議長（高橋和雄君） 商品券のことについては、意見として聞いておきたいというふうに思います。

1時間以上たつたので、このまま続けますか。

10分ほど休憩したいと思います。

40分まで休憩をいたします。

休憩 午後 3時30分

再開 午後 3時40分

○議長（高橋和雄君） 皆さん揃いましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

補正予算の一括ですね、6件についての質疑を続けさせていただきたいと思えます。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を思えます。

議案第69号に対する討論を行いたいと思えます。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

議案第69号、平成26年度中札内村一般会計補正予算についてを採決したいと思います。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案の通り可決されました。

議案第70号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第70号、平成26年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案の通り可決されました。

議案第71号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第71号、平成26年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案の通り可決されました。

議案第72号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第72号、平成26年度中札内村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案の通り可決されました。

議案第73号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第73号、平成26年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案の通り可決されました。

議案第74号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第74号、平成26年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案は原案の通り決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案の通り可決されました。

本日の日程は全て終了しました。

12月11日まで休会とし、本日はこれで散会をいたします。

散会 午後 3時43分